

(71)

第三十一回 国会衆議院

同(佐藤觀次郎君紹介)(第二七九号)
同(天野光晴君紹介)(第三〇八号)

同(砂原格君紹介)(第三〇九号)

同（小坂善太郎君紹介）（第三四二）

号)

同（田中織之進君紹介）（第三四三三）

号)

同（小林鍬君紹介）（第四〇〇号）

同(西村英一君紹介)(第四〇一號)

同(船田中君紹介)(第四〇二号)

同（保科善四郎君紹介）（第四〇三

号)

同(内海清君外一名紹介)(第四三九

号

同(寺島隆太郎君紹介)(第四六四

号)

寒冷地手当増額に関する請願（小澤

貞孝君紹介（第二七五号）

同（原茂君紹介）（第二七六号）

同(天野光晴君紹介)(第三〇五号)

同(野原正勝君紹介)(第三〇六号)

同外三件（猪俣浩三君紹介）（第三三三）

五号)

同(小澤貞孝君紹介)(第三三六号)

同(木村守江君紹介)(第三三七号)

同外二件（中澤茂二君紹介）（第三三三）

八号)

同(八百板正君紹介)(第三三九号)

同外三件（齋藤邦吉君紹介）（第四〇

五号)

司(曾田甲子七君紹介)(第四四二)

卷一

是)

同外四件（吉川久衛君緋衣）（第四六

五号)

1

昭和三十四年二月三日

小牧飛行場（第五五号）
田員雄（第一五五号）
小牧飛行場に自衛隊航空団誘致に關する陳情書（小牧市商工会長和田源之助）（第五六号）
青少年の育成に關する陳情書（東京都千代田区永田町二の二中央青少年問題協議會會長松野頼三外二名）（第七〇号）
東富士演習場土地施設の返還等に關する陳情書（御殿場市萩原四八三東富士演習場地域農民再建連盟委員長勝又春一）（第一号）
昭和三十四年一月二十七日
秋田県下の寒冷地手当増額等に關する陳情書（秋田県議會議長谷藤征得）（第一〇九号）
売春対策審議會存続に關する陳情書（松山市祝谷四二七愛媛県売春対策推進協議會會長野本千代外八名）（第一七七号）
寒冷地手当増額に關する陳情書（岡谷市立南部中学校両角式彦）（第一五五号）
は本委員會に參考送付された。

本日の會議に付した案件
小委員會設置並びに小委員及び小委員長選任に關する件
文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第五五号）
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第五一号）
通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第八四号）
行政機關職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第九一号）
防衛庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第九四号）

自衛隊法の一部を改正する法律案
(内閣提出第九五号)

一般職の職員の給与に関する法律等
の一部を改正する法律案(内閣提出
第四八号)

恩給法の一部を改正する法律案(内
閣提出第四九号)

總理府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第七〇号)

農林漁業基本問題調査会設置法案
(内閣提出第九三号)

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会
設置法案(内閣提出第二九号)(参議
院送付)

郵政省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第四三三号)

法務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第五二二号)

特別職の職員の給与に関する法律等
の一部を改正する法律案(内閣提出
第五四号)

経済企画庁設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出第七二二号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第七二二号)

運輸省設置法等の一部を改正する法
律案(内閣提出第八六号)

農林省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第八九号)

水産庁設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第九〇号)

○内海委員長 これより会議を開きま
す。

郵政省設置法の一部を改正する法律
案を議題とし、政府より提案理由の説
明を求めます。廣瀬郵政政務次官。

郵政省設置法の一部を改正する法
律案

郵政省設置法の一部を改正する
法律

郵政省設置法(昭和二十三年法律
第二百四十四号)の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

通信省設置法

「郵政省」を「通信省」に、「郵政大
臣」を「通信大臣」に、「郵政省令」を
「通信省令」に改める。

第三条第二項第二号中「及び日本
放送協会」を、「日本放送協会、国家
公務員共済組合及び国家公務員共済
組合連合会」に改める。

第六条第一項第十号(七)中「郵政省
共済組合」を「通信省共済組合」に改
める。

第九条第十号を次のように改め
る。

十 国家公務員共済組合及び国家
公務員共済組合連合会から委託
された業務を処理すること。

第十二条第四項中「第十一号」を
「前条」に改め、同条第五項を削る。

第十五条中「郵政に関する文化」を
「通信文化」に改める。

第十九条第一項の表中「郵政審議
会」を「通信審議会」に改める。

第二十一条第四項を第六項と
し、第一項から第三項までを二項ず
つ繰り下げ、同条に第一項及び第二
項として次のように加える。

大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房
の事務を掌理する。

附 則

第一条 この法律は、昭和三十四年

四月一日から施行する。

第二条 従前の郵政省の機関及びそ
の職員は、通信省設置法に基く相
当の機関及びその職員となり、同
一性をもつて存続するものとする。

(国家行政組織法の一部改正)
第三条 国家行政組織法(昭和二十
三年法律第二十号)の一部を次
のように改正する。

別表第一中「郵政省」を「通信省」
に改める。

(刑事補の職権の特例等に関する
法律の一部改正)

第四条 刑事補の職権の特例等に関
する法律(昭和二十三年法律第百
四十六号)の一部を次のように改
正する。

第二条第三項、第三条の二及び
第五条第一項中「郵政省」の下に
「若しくは通信省」を加える。

(郵政省職員訓練法の一部改正)
第五条 郵政省職員訓練法(昭和二
十三年法律第二百八号)の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

通信省職員訓練法

本則中「郵政大臣」を「通信大臣」
に、「郵政省」を「通信省」に改め
る。

(国立国会図書館法の規定により
行政各部門に置かれる支部図書館
及びその職員に関する法律の一部
改正)

第六条 国立国会図書館法の規定に
より行政各部門に置かれる支部図
書館及びその職員に関する法律
(昭和二十四年法律第百一十号)の一
部を次のように改正する。

第一条の表中 国立国会図書館支部郵政省図書館 郵政省

に改める。

(お年玉つき郵便葉書及び寄附金
つき郵便葉書等の発売並びに寄附
金の処理に関する法律の一部改
正)

第七条 お年玉つき郵便葉書及び寄
附金つき郵便葉書等の発売並びに
寄附金の処理に関する法律(昭和
二十四年法律第二百二十四号)の
一部を次のように改正する。

「郵政省」を「通信省」に、「郵政
大臣」を「通信大臣」に、「郵政省令」
を「通信省令」に、「郵政審議会」を
「通信審議会」に改める。

(郵便物運送委託法の一部改正)
第八条 郵便物運送委託法(昭和二
十四年法律第二百八十四号)の一
部を次のように改正する。

目次中「郵政大臣」を「通信大臣」
に改め、本則中「郵政大臣」を「通
信大臣」に、「郵政省」を「通信省」
に改める。

(積雪寒冷地帯振興臨時措置
法の一部改正)
第九条 積雪寒冷地帯振興臨時
措置法(昭和二十六年法律第六十
六号)の一部を次のように改正す
る。

第十三条第一項第十号中「郵政
事務次官」を「通信事務次官」に改
める。

(資金運用部資金法の一部改正)
第十条 資金運用部資金法(昭和二
十六年法律第百十号)の一部を次
のように改正する。

第十条第一項中「郵政大臣」を
「通信大臣」に改め、同条第二項第
四号中「郵政事務次官」を「通信事
務次官」に改め、第十一号第二項
中「郵政大臣」を「通信大臣」に改め
る。

(電話設備費負担臨時措置法の一
部改正)
第十一条 電話設備費負担臨時措置
法(昭和二十六年法律第二百二十
五号)の一部を次のように改正す
る。

第一条第一項中「郵政省令」を
「通信省令」に改め、第六条の二中
「郵政大臣」を「通信大臣」に改め
る。

第十二条 木材防腐特別措置法(昭
和二十八年法律第百十二号)の一
部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「通商産
業省令、運輸省令、郵政省令」を
「通商産業省令、運輸省令、通信
省令」に改め、第九条中「郵政大
臣」を「通信大臣」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の
一部改正)
第十三条 公共企業体職員等共済組
合法(昭和三十一年法律第百三十
四号)の一部を次のように改正す
る。

第八十四条中「郵政大臣及び郵
政省令」を「通信大臣及び通信省
令」に改め、附則第二十七号中「郵
政大臣」を「通信大臣」に改める。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)
第十四条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「郵政大臣」を「通信大臣」に改め、同条第五項中「郵政省令」を「通信省令」に改める。
(恩給法等の一部改正)
第十五条 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第八十二条ノ三

二 大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第二百九号)第三条

三 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)第三条

四 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三十九条

五 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)第十五条第一項

六 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)第四十九条

七 国民貯蓄債券法(昭和二十七年法律第六十四号)第八条

八 有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法(昭和二十八年法律第九十八号)第十三条第一項及び第三項

九 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第二十四項から第二十六項まで

十 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第十三条第十項

十一 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四百四条並びに第四百二十二条第二項及び第三項

十二 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)第一条

(郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律等の一部改正)
第十六条 次に掲げる法律の規定中「郵政省」を「通信省」に改める。

一 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律(昭和二十四年法律第九十四号)第三条第二項

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百二十二条第二項

三 軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律第八十八号)第八条

(簡易生命保険法等の一部改正)
第十七条 次に掲げる法律の規定中「郵政省」を「通信省」に、「郵政省簡易保険局長」を「通信省簡易保険局長」に、「郵政審議会」を「通信審議会」に、「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

一 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)

二 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)

(有線電気通信法等の一部改正)
第十八条 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省令」を「通信省令」に、「郵政省」を「通信省」に改める。

一 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)

二 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)

(郵便貯金法等の一部改正)
第十九条 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省」を「通信省」に改める。

一 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)

二 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)

四 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)

五 郵便切手類完さばき所及び印紙完さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)

六 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九十九号)

七 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)

(電波法等の一部改正)
第二十条 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省令」を「通信省令」に改める。

一 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)

二 有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三百三十五号)

(放送法等の一部改正)
第二十一条 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

一 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)

二 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第三百三十三号)

三 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)

四 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)

五 国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一十一号)

六 有線放送電話に関する法律(昭和三十三年法律第五百二十二号)

(他の法令の読替)
第二十二条 前十九条に掲げる法律を除くほか、他の法令中「郵政省」とあるのは「通信省」と、「郵政大臣」とあるのは「通信大臣」と、「郵政事務次官」とあるのは「通信事務次官」と、「郵政省令」とあるのは「通信省令」と読み替えるものとする。

理由
省名を通信省に改め、大臣官房に官房長を置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○廣瀬政府委員 たいだいま議題になりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵政省の省名を通信省に改めること及び大臣官房に官房長を置くことの二点をそのおもな内容とし、その他一部委託業務に関する規定等の整備を行なっております。さきに

第三十回国会において審議未了となりました法案に再検討を加え、電務局の設置を見合せ、官房長を新設することと内容を改めて提案のこととしたものであります。

改正の第一点は、省名を通信省と改めることとあります。郵政省という省名は、昭和二十四年にもとの通信省が二分され、電気通信省が独立したもので、残りの郵便、郵便貯金、簡易生命保険等の事業を行う省の名称として用いられたものであります。その後昭和二十七年に日本電信電話公社等が設立され、電気通信に関する行政事務が郵政省の所管となり、また同時に、電波監理委員会の廃止に伴って電波行政事務も郵政省所管として復帰して参り、以来目ざましい需要の増大と技術の発展により、これら電波ないし電気通信部門の省内における比重がいよいよ高まって参りましたので、通信行政主管庁であり、かつ郵政事業をも経営するといふ省の実体に相応するよう、省名を通信省と改めようとするものであります。

改正の第二点は、特別の職として大臣官房に官房長を置くこととあります。郵政省の大臣官房は、二十六万余の職員を有する現業庁の官房として、省の発足以来人事等三部を含む大きな機構であったのであります。電波ないし電気通信行政をよりよく行ない、その事務が質的及び量的に発展して参りましたのに伴い、省外との接触、総合調整その他内外にわたる官房の事務を一そう適切確実に行う必要度が増大して参りましたので、官房長を置くこととするものであります。

この法律案のおもな内容は以上二点
であります。このほか、国家公務員
共済組合及び国家公務員共済組合連合
会からの委託業務に関する規定を設け
る等一部規定の整備をも行なっており
ます。

以上が、この法律案を提出いたしま
した理由であります。何とぞ慎重御審
議の上すみやかに御可決下さいませ
うお願いいたします。

○内海委員長 次に臨時生鮮食料品卸
売市場対策調査会設置法案、農林省設
置法の一部を改正する法律案及び水産
庁設置法の一部を改正する法律案を一
括議題とし、政府より提案理由の説明
を求めます。石坂農林政務次官。

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査
会設置法案

臨時生鮮食料品卸売市場対策調
査会設置法

第一条 農林省に、附属機関とし
て、臨時生鮮食料品卸売市場対策
調査会（以下「調査会」という。）を
置く。

（所掌事務）
第二条 調査会は、農林大臣の諮問
に依り、生鮮食料品の卸売市場に
ついての対策に関する重要事項を
調査審議する。

（組織）
第三条 調査会は、委員三十人以内
で組織する。

2 委員は、前条に規定する事項に
関し学識経験のある者のうちから
農林大臣が任命する。
3 委員は、非常勤とする。

第一類第一号 内閣委員会議録第四号
昭和三十四年二月三日

（会長）
第四条 調査会に、会長を置き、委
員の互選によつて、これを定め
る。

2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故がある場合には、あ
らかじめその指名する委員がその
職務を代理する。

（専門委員）
第五条 調査会に、専門の事項を調
査審議させるため、専門委員を置
くことができる。

2 専門委員は、第二条に規定する
事項に関し学識経験のある者のう
ちから、農林大臣が任命する。
3 専門委員は、非常勤とする。

第三十四条第一項の表中

「農業観測審議会」統計的調査資料に基く農林畜水産業
に関する予測事業に関する重要事項を調査審議すること。
臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会
設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の
規定によりその権限に属させた事項
を調査審議すること。

理由

生鮮食料品の流通事情にかんが
み、早急に生鮮食料品の卸売市場に
ついての対策を立案するため、農林
省に当該対策に関する重要事項を調
査審議するための機関として、臨時
生鮮食料品卸売市場対策調査会を設
置する必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

農林省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正
する。

第三十七条の表中 「京都農地事務局」京都府、滋賀県、三重県、
兵庫県、奈良県、和歌山県、を
「名古屋農地事務局」名古屋府、岐阜県、愛知県、三重県、
京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、に改める。

（答申）
第六条 調査会は、第二条に規定す
る事項に関し調査審議した結果
を、この法律の施行の日から一年
以内に、農林大臣に答申するもの
とする。

（政令への委任）
第七条 この法律に定めるもののほ
か、調査会の組織及び運営に関し
必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法
律第百五十三号）の一部を次のよ
うに改正する。

第六十四条中「林業試験場」を
「林業試験場」に改める。
第六十四条の二第一項中「種苗及
び」を削る。
第六十四条の三第三項中「内部組
織」の下に「並びに支所の名称、位置
及び内部組織」を加え、同項を同条
第四項とし、同条第二項の次に次の
一項を加える。
3 農林大臣は、林業講習所の事務を
分掌させるため、所要の地に林業講
習所の支所を設けることができる。
第六十四条の三を第六十四条の四
とし、第六十四条の二の次に次の一
条を加える。
（林木育種場）
第六十四条の三 林木育種場は、林
木の育種事業及びその事業により
生産された種苗の配布を行う機関
とする。

2 林木育種場の名称及び位置は、
左の通りとする。

名 称	位 置
北海道林木育種場	江別市
東北林木育種場	岩手県
関東林木育種場	水戸市
関西林木育種場	岡山県
九州林木育種場	熊本県

3 農林大臣は、林木育種場の事務
を分掌させるため、所要の地に林
木育種場の支場を設けることがで
きる。

4 林木育種場の内部組織並びに支
場の名称、位置及び内部組織につ
いては、農林省令で定める。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一
日から施行する。

理由

農地行政事務の処理の円滑化を図
るため本省の地方支分部局として名
古屋農地事務局を設置するほか、林
木育種事業を組織的に進め、ため林
野庁の附属機関として林木育種場
を設置する等の必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由であ
る。

水産庁設置法の一部を改正する法
律案
水産庁設置法の一部を改正する
法律

水産庁設置法（昭和二十三年法律
第七十八号）の一部を次のように改
正する。

第三条中「三部」を「四部」に、「生
産部」を「生産部」に改める。

第五条中第十号から第十二号まで
を削り、同条の次に次の一条を加え
る。

（漁港部）
第五条の二 漁港部においては、左
の事務を掌る。

一 漁港の修築、維持管理及び災
害復旧を行い、又はこれらを行
う者に対する許可、認可、指導
監督及び助成に関する事務を処
理すること。

二 漁港の区域に係る海岸保全区
域内における海岸保全施設の新
設若しくは改良を行い、又は海
岸保全区域の管理並びに海岸保
全施設の新設、改良及び災害復
旧を行う者に対する指導監督及
び助成に関する事務を処理する
こと。

三 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関する事務を処理すること。

四 前三号に掲げるものの外、漁港の指定、漁港の整備計画その他漁港に関する事務を処理すること。

附 則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理 由

漁港関係行政事務の増大及び複雑化にかんがみ、水産庁に漁港部を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○石坂政府委員 ただいま上程になりました臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案の提案理由を御説明申し上げます。

青果物、魚介類、肉類等いわゆる生鮮食料品の流通の改善をはかることは、農畜水産物の経営を改善する上からも、一般消費者の利益を増進する上からもきわめて重要であります。これら生鮮食料品の流通におきましては、品質が変化しやすく、迅速な取引を要するといふ生鮮食料品の特質から、産地あるいは消費地の卸売市場において大量の需要と供給が集中し、その市場取引によって価格が決定されているのであります。卸売市場はいわば生鮮食料品の流通機構の中核をなしているものであります。政府は、大正十二年に中央卸売市場法が制定されました以来、同法に基づきまして中央卸売市場の育成及び指導監督を行なつて参つたのであります。現在までのところ、中央卸売市場を開設した都市は六大都市

を含めてわずかに十六都市でありまして、消費都市に卸売市場を建設して流通経費の節減と価格の安定をはかるという同法の目的は十分には実現されていない状況であります。また中央卸売市場の開設、取引機構、取引方法などに関する現行制度につきましても、生鮮食料品の流通事情の変化にかんがみまして根本的に検討すべき点が多いと存するのであります。さらに生鮮食料品の卸売市場としましては、中央卸売市場法の対象とならない一般の消費地卸売市場及び水産物の水揚地に開設されておりますいわゆる産地市場がきわめて多数ありまして、現に流通上重要な地位を占めておるのであります。これらの市場につきましても、一部の都道府県においては条例を制定して指導監督を行なつておられますが、生鮮食料品の適正かつ円滑な流通をはかる上におきまして、これらの市場の業務の公正な運営を確保し、市場を中心とする流通秩序の整備をはかることが必要と認められるのであります。これらについても適切な対策につきましてもすみやかに検討を行う必要があるものであります。

以上のような生鮮食料品の流通事情にかんがみまして、生鮮食料品の卸売市場につきましてもすみやかに全般的な検討を行い、対策の確立をはかりましたために、さきに第二十八回会における中央卸売市場法の一部を改正する法律の審議に際して、両院の農林水産委員会の附帯決議によつて御要望のありました御趣旨も考慮しまして、臨時に調査会を設置することとし、これに必要な法律案を提出した次第であります。以下この法律案の内容について概略御説明申し上げます。

まず農林省に付属機関として臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会を設置することとしておりまして、調査会の所掌事務としましては、農林大臣の諮問に依り生鮮食料品の卸売市場についての対策に関する重要事項を調査審議することとしております。次に本調査会の組織であります。調査会委員は三十人以内で組織するものと、このほかに必要に応じて専門委員を置くことができることとしております。これら委員及び専門委員は、生鮮食料品の卸売市場対策に関し学識経験のある者のうちから農林大臣が任命することとしております。調査会の答申につきましても、卸売市場対策を緊急に確立する必要があることにかんがみまして、調査審議の結果をこの法律の施行の日から一年以内に農林大臣に答申するものとしております。このほか、この法律の制定に伴ひまして必要とされる農林省設置法の一部改正を行うこととしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正の内容は三點ございまして、その第一点は、農地行政関係事務の増加に即応いたしまして、その処理の円滑化をはかりましたため、名古屋市の岐阜、愛知及び三重の三県を管轄いたします名古屋農地事務局を設置いたそうとするものであります。御承知の通り現在農地事務局は、仙台、東京、金沢、京都、岡山及び熊本の本六事務局が設置されているわけであります。が、従来京都農地事務局管内の農地行政関係事務は、その事務量がかなり多く、今回名古屋農地事務局の所轄区域に予定しております岐阜、愛知及び三重の三県下におきましての国営建設事業は、国全体の事業量の約一七％を占めるといふ実情にありまして、特に名古屋建設事務所を置いてその事務処理に当らせて参つたのであります。が、近時この地方の農地の管理関係及び計画関係の事業量は増大して参つておりますため、この増大いたしました事業量を円滑に処理し、かつ関係地方との連絡上の便宜をはかつて参りますために、名古屋建設事務所を格上げいたしまして、管理及び計画の部門をも強化し、名古屋農地事務局といたしたいと存する次第であります。

第二点は、林野庁の付属機関といたしまして林木育種場を設置しようとするものであります。近年わが国の木材需要の増加の趨勢は特に顕著なものがございまして、毎年の伐採量は森林の生長量をはるかに超過している現状であります。従ひまして造林事業の拡充には特に努力いたしているところでありまして、極力短期間に森林資源の造成をはかるためには、林木の素質を改良してその生長量を高めることが根本であります。林野庁におきましては、昭和三十三年度より林業試験場におきましてこの林木の品種改良事業を積極的に推進して参つたのであります。が、この事業は将来長期にわたつて計画的に行なつて参る必要がございまして、国有林野事業特別会計の民有林に対する協力体制の一環といたしまして、林木の育種事業を行い、これにより生産された種苗を配付する林木育種場を独立の付属機関として設置したいと存する次第であります。なお林木育種場の設置場所といたしましては、北海道、岩手県、茨城県、岡山県及び熊本県の五カ所を予定しております。

第三点は、林業講習所の支所を設置することができるといふこととしております。御承知の通り林野庁におきましては、林業の経営及び技術に關しまして職員に講習を行なつてその資質の向上をはかりましたため、昭和二十七年林業講習所を東京に設置し、今日に及んでおりますが、北海道につきましても、風倒木処理後の拡大造林に伴う経営の拡充合理化等の特殊な問題もございまして、その重要性にかんがみまして、北海道に林業講習所の支所を設置したいと存するのであります。が、現在この支所設置の規定を欠いておられますので、農林大臣が所要の地に支所を設置することができ旨の規定を置きたいと存する次第であります。

以上農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。が、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいようをお願いする次第であります。

最後に水産庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案の内容は、漁港関係行政事務を円滑に処理いたしますため、水産庁に漁港部を新たに設けようとするものであります。わが国の水産業の発展を期するためには、政府といたしましては種々の水産施策を推進して参らなければなりません。特に漁業の生産基盤でありまして漁港について、すみやかにその整備をすることが重要

な施策の一つであると考えております。

漁港行政につきましては、漁港に関する基本法を制定しまして、昭和二十五年に漁港法が制定されたのでありますが、それ以来この法律に基づきまして指定された漁港は二千六百八十港の多きに達し、そのうち現在六百四十港が漁港整備計画に従い、漁港修築事業を推進し、また漁港管理者の指定等により漁港の維持管理の適正化をはかっております。他方、昭和三十一年に制定されました海岸法に基づきまして、漁港に隣接の深い海岸保全施設の保全等にも努力をいたしておりますが、これらの漁港行政事務が近年著しく増大して参りますとともに、その行政の範囲及び内容等が複雑化の一途をたどっており、従いまして漁港に関する調査計画及び漁港施設の設計の指導等につきましては、必ずしも十分に所期の目的を達成してない実情であります。従いまして政府といたしましては、今後の漁港行政の一そう円滑な運営を期しますために、水産庁に漁港行政事務を所掌する漁港部を設置することとし、このため水産庁設置法の一部を改正する法律案を提案いたした次第でございます。

次に、この法律案の内容についてその概略を申し上げますと、水産庁に内部部局といたしまして、現在ございいます漁政部、生産部及び調査研究部のほかに漁港部を設け、その所掌事務といたしましては、現在、生産部の所掌事務に含まれております漁港関係の行政事務を、そのままこれに移管することとしております。

以上が水産庁設置法の一部を改正する法律案の提案の理由であります。何

とぞこれまた慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします次第であります。

○内海委員長 次に特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び大蔵省設置法の一部を改正する法律案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。山中大蔵政務次官。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二十九号を次のように改める。
二十九 国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる官内庁の職員のうち第十五号に掲げる者以外の者
別表第三を次のように改める。

官職名	俸給月額
八号俸	五、四〇〇円
七号俸	四、七〇〇円
六号俸	四、〇〇〇円
五号俸	三、二〇〇円
四号俸	二、五〇〇円
三号俸	二、〇〇〇円
二号俸	一、六〇〇円
一号俸	一、四〇〇円

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第六項」を「第七項」に改め、附則第四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。
4 恩給若しくは退職手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、前項の規定による暫定手当の月額のうち政令で定める額は、俸給とみなす。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律
大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十七条第一項の表中金融制度調査会の項の次に次のように加える。

金融機関資金審議会	保険審議会	専売制度調査会
大蔵大臣の諮問に応じて、金融機関の資金運用に関する基本方針について審議し、及びこれに意見と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。	大蔵大臣の諮問に応じて、保険制度の改善その他保険行政に関する重要事項について調査審議し、及びこれに意見と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。	大蔵大臣の諮問に応じて、専売事業の経営方式その他専売制度の改善に関する重要事項について調査審議し、及びこれに意見と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。

附則

この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。ただし、第一条中特別職の職員の給与に関する法律第一条第二十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に伴い、秘書官についてその俸給月額を改定するとともに、その他の特別職の職員が受ける暫定手当の一部を他の法令の適用上俸給とみなす等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二十四条の表門司税関の項中「唐津市」の下に「伊万里市」を加え、同表長崎税関の項中「柳川市」の下に、筑後市、八女市、大川市を加える。

第三十四条第四号中「じよう造」を「醸造」に改める。
第三十九条の次に次の一条を加える。
(醸造試験所)
第三十九条の二 国税庁に醸造試験所を置く。

2 醸造試験所は、第三十四条第四号に掲げる事務のうち、酒類の分析及び鑑定並びに醸造の試験、講習及び指導を行つ機関とする。
3 醸造試験所は、東京都に置く。
4 醸造試験所の所掌事務の細目及び組織は、大蔵省令で定める。
附則に次の一項を加える。
4 第十七条第一項に掲げる金融機関のうち、金融機関資金審議会は昭和三十六年三月三十一日まで、専売制度調査会は昭和三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由
大蔵省の附属機関として、金融機関資金審議会、保険審議会及び専売制度調査会を設けるとともに、醸造試験所を国税庁の附属機関として独立させる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中政府委員 たいだいま議題となり
ました特別職の職員に給する法律等の一部を改正する法律案につきま
して、提案の理由とその概要を御説明
申し上げます。

政府は、今回一般職の職員につきま
して、昭和三十四年十月一日以降暫定
手当の一部を俸給に繰り入れる措置を
講ずることとし、別途所要の法律案を
提出して御審議を願うこととしたして
いるのでありますが、この法律案は、
これに伴い、従来より一般職の職員と
の権衡をも考慮してその俸給が定めら
れております秘書官につきまして、同
様に暫定手当の一部を俸給に繰り入れ
るとともに、その他の特別職の職員に
つきまして、恩給もしくは退職手当
または国家公務員共済組合に関する法
令の規定の適用に当って、その受ける
暫定手当の一部を俸給とみなすことと
するほか、特別職の職員の給手に関す
る法律の適用範囲を定める規定につき
若干の改正を行おうとするものであり
ます。

次に大蔵省設置法の一部を改正する
法律案につきまして、その提案の理由
と内容の概略を御説明いたします。
政府といたしましては、常に行政運
営の改善に留意いたしているところで
ありますが、このたび行政審議会の答
申の趣旨にかんがみ、従来行政措置に
より設置しておりました金融機関資金
審議会を大蔵省の付属機関として法定
いたしますとともに、新たに保険審議

会および専売制度調査会を設置して、
保険制度その他保険行政に関する重要
事項または専売事業の経営方式等に関
する大蔵大臣の諮問機関としようとな
すものであります。専売制度調査会に
つきましては、昭和三十三年末の公共
企業体審議会の答申によつて、専売事
業の経営方式を検討する調査機関を設
けるよう勧告を受けたものでありまし
て、その結論を得るまでの臨時的機関
として、その存続期間も特に一年とい
はしました。

次に醸造試験所は、明治三十七年勅
令により東京滝野川に設けられて以
来、醸造に関する試験研究機関として
活動を続けてきたのでありますが、昭
和三十四年国税庁の設置後は同庁に移
管され、国税庁長官訓令により規制さ
れており、設置法上その規定が明確に
欠いておられますので、これを酒類の分
析、鑑定及び醸造の試験、講習、指導
を行う国税庁の付属機関として法定い
たすこととした次第であります。
なおこのほか、税関の管轄区域に関
しまして、若干の規定の改正を行うこ
とをいたしておりますが、いずれも実
質的に変更を要するものではありません。
市制施行に伴う行政区画の改正に即し
まして、この際規定の整備をはかりう
とするものであります。

以上、二法律案の提案の理由と内容
の概略を申し上げましたので、御賛成
下さいますようお願い申し上げます。

○内海委員長 次に文部省設置法の一
部を改正する法律案を議題とし、政府
より提案理由の説明を求めます。橋本
文部大臣。

文部省設置法の一部を改正する法
律案
文部省設置法の一部を改正する
法律
文部省設置法（昭和二十四年法律
第百四十六号）の一部を次のように
改正する。
第六條の次に次の一条を加える。
（特別な職）
第六條の二 大臣官房に官房長を置
く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房
の事務を掌理する。
第七條第十四号の次に次の一号を
加える。
十四の二 広報に関すること。
第十條第五号の次に次の一号を加
える。
五の二 国立中央青年の家を管理
し、及び運営すること。
第十一條第十四号を次のように改
める。

十四 削除
第十四條中「第二十六條」を「第二
十五條の三、第二十六條」に改め
る。
第二十五條の二の次に次の一条を
加える。
（国立中央青年の家）
第二十五條の三 本省に国立中央青
年の家を置く。

2 国立中央青年の家は、団体宿泊
訓練を通じて健全な青年の育成を
図るための機関とする。
3 国立中央青年の家は、静岡県に
置く。
4 国立中央青年の家の内部組織
は、文部省令で定める。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一
日から施行する。

理由
大臣官房に官房長を置くことも
に、国立中央青年の家の設置等につ
いて規定する必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

○橋本國務大臣 このたび政府から提
出した法律案は、文部省設置法の一部を
改正する法律案につきまして、その提
案理由及び内容の概要を御説明申し上
げます。

この法律案は、本省大臣官房に官房
長を設置するとともに、国立中央青年
の家の設置について必要な規定を設け
ることとしたものであります。

まず官房長の設置及びこれに関連す
る事項について御説明申し上げます。文
部省におきましては、従来から省内各
部局の所掌事務について総合調整を要
する事務が少なかったものであります
が、最近には特に科学技術教育の振興に
関する問題等総合的角度から検討を要
する事務が多く、部内外部にわたって
調整を要すべき事務がとみに増加いた

して参りました。これらの事務を処理
し推進する機能を強化するとともに、
大臣官房の所掌事務を一そう効率的に
運営するため、今回文部省においても
大臣官房に官房長を置くこととしたし
たいのであります。なお、現在調査局
において所掌いたしております広報に
関する事務は、その性質から見まして
官房長に掌理いたさせることが適当で
あると考えましたので、これを大臣官
房の所掌に移すこととしたしました。

次に国立中央青年の家の設置に関す
る事項について御説明申し上げます。
従来都道府県あるいは市においては、
青年の健全な育成をはかるための社会
教育施設として青年の家が建設されて
参っており、国もこれに対して助成措
置を講じて参つたのでありますが、こ
のたび、全国の青年のため団体宿泊訓
練を行う機関として国立中央青年の家
を設置し、健全な青年の育成に資する
こととしたしました。これは米軍から
返還された静岡県東富士演習場の施設
の一部を利用し、これを整備して、新
年度より必要な事業を開始する予定に
なっております。

以上がこの法律案の提案理由及び内
容の概要であります。何とぞ十分御審
議の上御賛成下さるようお願い申し上
げます。

○内海委員長 次に行政機関職員定員
法の一部を改正する法律案を議題と
し、政府より提案理由の説明を求めま
す。山口國務大臣。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律
行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二條第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
本府	二、三八〇人	
公正取引委員会	二五三人	

[illegible]

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

（暫定定員）

第二条 改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中
昭和三十四年五月十五日

一五〇人

昭和三十四年五月十五日	四人
昭和三十四年十一月十五日	二人
昭和三十五年五月十五日	八〇人

に改める。

理由

昭和三十四年度における事業予定計画にかんがみ、行政機関に置かれる職員の数員を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山口國務大臣 たいだいま議題となりまして行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、昭和三十四年度における行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う増員の増員を行いますとともに、業務の縮小等に伴う余剰定員の削減を行いついて、行政機関全般の定員の適正化をはかりたいとするものであります。

次に法律案の内容について申し上げます。第二條第一項の表における行政機関の職員の数員は、合計六十七万四千四百七十四人に対し、結局五千五百七十七人を増加いたしまして、合計六十七万九千六百六十一人となりました。増員及び減員の内容につきましては、別に詳しく御説明いたしますが、増員のおもなるものとして、科学技術庁付属の研究所の整備拡充等に伴うもの二百三十七人、国立大学の学年進行、学部増設等に伴うもの

の六百二十六人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの二千五百五十五人、電気通信施設の拡張に伴うもの千九百七十七人、道路事業の増加に伴う増三百八十八人等がありますが、いずれも業務の増加、拡張に伴う必要やむを得ないものであります。なお、事業計画に伴い減員となるものもいたしまして、通信省の電信電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの五百八十七人、關連庁の行なっており駐留軍施設等の提供業務の減少によるもの三百二十人等があります。

次に、この改正法律は四月一日から施行することとしております。以上がこの改正法律案のおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします。

○内閣委員 次は法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。木島法務政務次官。

法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條の四第一項中「法務大臣所部の職員に」を「刑事政策に関する総合的な調査研究を行い、法務大臣所部の職員に」に改め、同条中「法務研究所」を「法務総合研究所」に改める。

別表三札幌法務局の項管轄区域の欄中「札幌市」を「札幌市 江別市 千歳市」に、「美瑛市」を「三笠市 美瑛市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市」に、「古宇布」を「古宇布 磯谷郡」に、「江部乙村」を「江部乙町」に、「安平村」を「早来町 追分町」に改め、「忍路郡」を「美瑛郡」「三笠町 砂川町」「滝川町」「歌志内町 江別町 赤平市」及び「磯谷郡の内」を削り、同表函館地方「磯谷郡の内」を削り、同表旭川地方「磯谷郡の内」を削り、同表旭川地方「旭川市」を「旭川市 名寄市 士別市 紋別市」に改め、「東山村」及び「紋別町 上落滑村 落滑村」を削り、同表釧路地方「網走市」を「網走市 根室市」に、「生田原村」を「生田原町」に、「丸瀬布村」を「丸瀬布町」に、「上湧別村 下湧別村」を「上湧別町 湧別町」に改め、「根室郡」を削る。

別表五和泉少年院の項中「大阪府泉南郡下庄村」を「大阪府泉南郡南海町」に、同表豊岡農工学院の項中

「愛知県愛知郡豊明村」を「愛知県愛知郡豊明町」に、同表豊浦医療少年院の項中「愛知県知多郡豊浜村」を「愛知県知多郡豊浜町」に、同表広島少年院の項中「広島県賀茂郡原村」を「広島県賀茂郡八本松町」に、同表北海道千歳郡千歳町」を「千歳市」に、同表紫明女子学院の項中「北海道空知郡歌志内町」を「歌志内市」に改める。

別表六東京婦人補導院の項中「東京都府中市」を「八王子市」に改める。

別表十一下関入国管理事務所の項及び福岡入国管理事務所の項中「若松市」を「若松市、行橋市、豊前市、中間市」に改める。

別表十二札幌入国管理事務所根室港出張所の項中「北海道根室郡根室町」を「根室市」に改め、同表東京入国管理事務所立川出張所の項の次に次の一項を加える。

東京入国管理事務所 千葉市
所千葉港出張所

同表大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所の項の次に次の二項を加える。

大阪入国管理事務所 舞鶴市
所舞鶴港出張所
大阪入国管理事務所 伊丹市
所伊丹空港出張所

同表下関入国管理事務所門司港出張所の項の次に次の一項を加える。

下関入国管理事務所 小倉市
所小倉港出張所

同表福岡入国管理事務所厳原港出張所の項の次に次の一項を加える。

福岡入国管理事務所 熊本県宇土
所三角港出張所 那三角町

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一條の四の改正規定は昭和三十四年四月一日から、別表十二の改正規定(札幌入国管理事務所根室港出張所の項に係る部分を除く)は同年七月一日から施行する。

理由

法務研究所を、職員に対する研修のほか、刑事政策に関する総合的な調査研究をも行う機関とするにとり、その名称を法務総合研究所に改め、及び出入国管理行政を有効適切ならしめるため、千葉市ほか四箇所に出入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○木島政府委員 法務省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。
この法律案の要旨は、法務省設置法の一部を改正して、法務省の付属機関である法務研究所を、職員に対する研修のほか、刑事政策に関する総合的な調

査研究をも行つ機関とするともに、その名称を法務総合研究所に改めること、東京婦人補導院の位置を八王子市に改めること、千葉市外四カ所に入国管理事務所の出張所を置くこと及び市町村の廃置分合等に伴い、法務局及び地方法務局の管轄区域等を定める法務省設置法の別表三、五、十一及び十二について所要の整理を行うことの四点であります。

一、まず法務総合研究所についてであります。終戦以来すでに十有余年を経過し、国民生活もよりやう安定を見るに至りましたにもかかわらず、国内における犯罪発生数は必ずしも減少の傾向を示さないのみならず、近時、犯罪の手段、方法等はますます複雑巧妙化するとともに、しばしば殺傷等の結果を伴ひ、しかもこれらの犯罪者中には多くの青少年のほか、少からぬ職業的または常習的犯罪者のあることは御承知の通りであります。まことに憂慮にたえない次第であります。法務省におきましては、最近におけるこれらの犯罪現象の特異性にかんがみ、これに対処すべき方策を考究して参りましたが、このたび、法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、または職務上必要な訓練を行う研修機関として、法務大臣の管理のもとに置かれておりました法務研修所を改組し、新たに刑事政策に関する総合的な調査研究をも行つ機関とするともに、その名称を法務総合研究所と改め、刑事政策に関する諸科学の基本的研究、犯罪の予防、刑罰の効果並びに矯正保護の技術及び効果に対する実証的研究を行わせ、さらにこれらの

研究の成果に基づく総合的対策に関する調査研究を遂げしめて、これにより抜本的にして適切な犯罪対策を樹立し、法務省所管の各関係機関を通じて、これを逐次実施に移して参りたいと考え、ここに所要の改正措置をいたしたのであります。

二、東京婦人補導院の位置を八王子市に改めることについてであります。が、御承知のように昭和三十三年法律第百五十四号法務省設置法の一部を改正する法律により、東京外二カ所に婦人補導院が置かれることとなり、東京婦人補導院の位置は東京都府中市と定められ、法務省におきましては同婦人補導院の敷地として同市貫井前所在の府中刑務所耕種地を予定し、建設計画を推進いたしましたところ、その後における詳細な検討の結果、右予定地の地理的条件、環境等が必ずしも適当でないことと認められるに至りました。そこで鋭意他に適当な用地を求めるべく努力し、幸いに関係各方面の協力を得て、このたび八王子市中野町甲原所在の適当な土地を確保し得るに至りましたので、ここに法務省設置法別表六中の東京婦人補導院の位置を八王子市に改めようとするものであります。

三、千葉市外四カ所に入国管理事務所の出張所を置くことについてであります。が、近時わが国と諸外国との国交は二、三の例外を除いてほとんど戦前の状態に復し、これに伴つて貿易、學術研究、観光等のため来往する外国人の数も年々増加いたしておりますが、現在外国人の出入すべき港として指定されているもの九ヶ所のうち、入国管理事務所の出張所の設置があり、職員

が常時出入国管理業務を行なつておりますものは四十八港にとどまり、他の四十二港につきましては、外国船舶等の出入のつど、もよりの入国管理事務所から職員が出張して業務を行なつてゐる実情であります。もとよりすべての出入国港に出張所を設け、職員を配置するのを適當とするかどうかは、經費の問題もあり、慎重に検討を要するものと考えますが、このたび、年間を通じての外国人の出入数及び港の地理的条件等を勘案し、千葉、舞鶴、小倉、三角の四港及び伊丹の空港について、それぞれ入国管理事務所の出張所を設置することとし、法務省設置法別表十二に、新設する出張所の名称及び位置を加える改正を行おうとするものであります。

四、法務省設置法別表の整理についてであります。最近における市町村の廢置分合、名称変更等に伴ひ、法務局、地方法務局及び入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域並びに少年院及び少年鑑別所の名称及び位置等を定めていた法務省設置法別表三、五、十一及び十二について整理の必要を生じましたので、所要の整理を行おうとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○内海委員長 次に経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。河本経済企画庁政務次官。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律

経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表中水質審議会の項の次に次のように加える。

地盤沈下対策審議会	九州地方開発審議会
経済企画庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、地盤沈下対策に関する重要事項を調査審議すること。	経済企画庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、九州各府県及び山口県、北九州地方の区域の開発に関する重要事項を調査審議すること。

附則 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由 経済企画庁の附属機関として、地盤沈下対策審議会及び九州地方開発審議会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○河本政府委員 ただいま議題となりました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

最近鉱工業地帯の一部におきまして、地盤沈下の現象が著しく、産業の発展並びに民生の安定上憂慮すべき問題を生じております。すなわち、地盤沈下に起因して公共施設の機能低下あ

るいは災害発生のおそれ等の事態を生じ、この現象をそのまま放置するときは、産業の発展を阻害するだけでなく、国土の保全、民生の安定上重大な支障となると考えられますので、政府といたしましては、経済企画庁の附属機関として地盤沈下対策審議会を設置し、諸般の対策に関する重要事項を調査審議することとした次第であります。

次に九州地方には、北九州工業地帯等先進工業地帯もありますが、他面経済的条件に恵まれない広大な未開発後進地域を擁し、この地域における民生の向上と経済の発展はきわめて停滞的であります。このような停滞性を打破し、資源の開発並びに産業の振興を促進することは、九州地方の民生の安定と向上に資するのみならず、わが国経済の発展のためにもきわめて重要なこととありますので、このため九州地方の開発に関する重要事項を調査審議するため、九州地方開発審議会を経済企画庁の付属機関として設置することとした次第であります。

以上、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその内容の概要を御説明申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○内海委員長 この際、伊能国務大臣より発言を求められておりますが、同時にその発言が終了しましたならば、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題として、政府より提案理由の説明を求めます。伊能国務大臣。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「二十四万二千七百十七人」を「二十五万四千七百九十九人」に改め、同条第二項中「二万五千四百四十一人」を「二万七千六百六十七人」に、「二万六千六百二十五人」を「三万三千二百二十五人」に、「二十二万二千二百二十五人」を「二十三万九百三十五人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁の職員定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「管区隊、混成団」を削り、同条第二項に次のただし書を加える。
ただし、方面總監部及び管区隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。
第十二條第二項中「長官(方面隊に

属する管区隊の管区總監にあつては、方面總監)を「方面總監」に改める。

第十二條の二第二項中「長官(方面隊に属する混成団の混成団長にあつては、方面總監)を「方面總監」に改める。

第二十條第一項中「航空総隊の下に」「飛行教育集団」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 飛行教育集団は、飛行教育集団司令官及び航空団、飛行教育団その他の直轄部隊から成る。

第二十條の六中「航空総隊」の下に「飛行教育集団」を加え、同条を第二十條の七とし、第二十條の五を第二十條の六とし、第二十條の四第二項中「航空方面隊に属する航空団の航空団司令官にあつては」「飛行教育集団に属する航空団の航空団司令官にあつては」を「飛行教育集団に属する航空団の航空団司令官にあつては」に改め、航空方面隊に属する航空団の航空団司令官にあつては」に改め、同条を第二十條の五とし、第二十條の三を第二十條の四とし、第二十條の二の次に次の一条を加える。

(飛行教育集団司令官)
第二十條の三 飛行教育集団の長は、飛行教育集団司令官とする。
2 飛行教育集団司令官は、長官の指揮監督を受け、飛行教育集団の隊務を統括する。
第二十一條(見出しを含む)中「航空総隊」の下に「飛行教育集団」を、「航空総隊司令官」の下に「飛行教育集団司令官」を加える。

第二十五條第一項中「教育訓練の下に(病院の所掌に係るものを除く。）」を加える。

第二十六條第三項中「管区總監」を削る。

第二十七條第一項中「診療を行うとともに、」の下に「診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練又は看護に従事する隊員の養成及び」を加え、同条第三項中「管区總監」を削る。

第二十九條第三項中「管区總監又は混成団長を「方面總監」に改める。

別表第一中「北部方面隊」を「北部方面總監部 札幌市」を「北部方面隊 札幌市」に改め、同表第二中「中部方面隊」を「中部方面總監部 伊丹市」に改め、同表第三中「航空総隊、航空方面隊」を「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊」に改め、同表第四中「航空方面隊司令官」を「航空総隊司令官、航空方面隊司令官」に改め、同表第五中「北部航空方面隊司令官」を「北部航空方面隊司令官、青森県上北郡大沢町」を「飛行教育集団 北部航空方面隊 宇都宮市」に改め、同表第六中「北海道千歳郡千歳町」を「千歳市」に改め、同表第七中「宮城県桃生郡矢本町」を「小牧市」に改め、同表第八中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

別表第一中「北部方面隊」を「北部方面總監部 札幌市」に改め、同表第二中「中部方面隊」を「中部方面總監部 伊丹市」に改め、同表第三中「航空総隊、航空方面隊」を「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊」に改め、同表第四中「航空方面隊司令官」を「航空総隊司令官、航空方面隊司令官」に改め、同表第五中「北部航空方面隊司令官」を「北部航空方面隊司令官、青森県上北郡大沢町」を「飛行教育集団 北部航空方面隊 宇都宮市」に改め、同表第六中「北海道千歳郡千歳町」を「千歳市」に改め、同表第七中「宮城県桃生郡矢本町」を「小牧市」に改め、同表第八中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

別表第三中「航空総隊、航空方面隊」を「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊」に改め、同表第四中「航空方面隊司令官」を「航空総隊司令官、航空方面隊司令官」に改め、同表第五中「北部航空方面隊司令官」を「北部航空方面隊司令官、青森県上北郡大沢町」を「飛行教育集団 北部航空方面隊 宇都宮市」に改め、同表第六中「北海道千歳郡千歳町」を「千歳市」に改め、同表第七中「宮城県桃生郡矢本町」を「小牧市」に改め、同表第八中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

別表第三中「航空総隊、航空方面隊」を「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊」に改め、同表第四中「航空方面隊司令官」を「航空総隊司令官、航空方面隊司令官」に改め、同表第五中「北部航空方面隊司令官」を「北部航空方面隊司令官、青森県上北郡大沢町」を「飛行教育集団 北部航空方面隊 宇都宮市」に改め、同表第六中「北海道千歳郡千歳町」を「千歳市」に改め、同表第七中「宮城県桃生郡矢本町」を「小牧市」に改め、同表第八中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

別表第三中「航空総隊、航空方面隊」を「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊」に改め、同表第四中「航空方面隊司令官」を「航空総隊司令官、航空方面隊司令官」に改め、同表第五中「北部航空方面隊司令官」を「北部航空方面隊司令官、青森県上北郡大沢町」を「飛行教育集団 北部航空方面隊 宇都宮市」に改め、同表第六中「北海道千歳郡千歳町」を「千歳市」に改め、同表第七中「宮城県桃生郡矢本町」を「小牧市」に改め、同表第八中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

令部一境港市 令部一宮城縣桃生郡矢本町」を「第五令部一宮城縣桃生郡矢本町」に改め、同表第九中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

令部一宮城縣桃生郡矢本町」を「第五令部一宮城縣桃生郡矢本町」に改め、同表第九中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

令部一宮城縣桃生郡矢本町」を「第五令部一宮城縣桃生郡矢本町」に改め、同表第九中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

令部一宮城縣桃生郡矢本町」を「第五令部一宮城縣桃生郡矢本町」に改め、同表第九中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

令部一宮城縣桃生郡矢本町」を「第五令部一宮城縣桃生郡矢本町」に改め、同表第九中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

令部一宮城縣桃生郡矢本町」を「第五令部一宮城縣桃生郡矢本町」に改め、同表第九中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

令部一宮城縣桃生郡矢本町」を「第五令部一宮城縣桃生郡矢本町」に改め、同表第九中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

令部一宮城縣桃生郡矢本町」を「第五令部一宮城縣桃生郡矢本町」に改め、同表第九中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

令部一宮城縣桃生郡矢本町」を「第五令部一宮城縣桃生郡矢本町」に改め、同表第九中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

令部一宮城縣桃生郡矢本町」を「第五令部一宮城縣桃生郡矢本町」に改め、同表第九中「管制教育団」を「管制教育団司令官」に改める。

として庶幾の方向に解消するような段階に至っておられないことは非常に残念に思います。わが国の防衛につきましても、このような国際情勢をしっかりと認識をいたしまして、さきに政府として決定いたしました国防の基本方針に基いて、日本の国力、国情に沿った漸進的な防衛力の増強をはかって参りたいというのが政府の方針であり、私自身もさきより考えておる次第であります。

な政府といたしましては、最近の科学技術の急速な進歩発達状況にかんがみまして、技術の研究開発という点には最重点を置きまして、装備の近代化とともに教育練成の強化につきましてもできるだけ努力をいたしまして、自衛隊本来の任務の達成に遺憾なきを期したい、かように存じている次第でございます。

また自衛隊につきましては、広く国民各位の御理解と支持なくしては、これが本来の目的を達成し、その任務に遺憾なきを期することは困難だと存じますので、この点は最近の皆さんの非常な御協力によりまして、自衛隊に対する正しい認識が逐次深まって参りましたことは、非常にありがたいことと存じております。私も微力ではありますが、国民から信頼を受け、支持を受けるにふさわしい自衛隊の育成という点に最善の努力を払いたいと存ずる次第でございます。当委員会におきましても、今後いろいろと御支持、御鞭撻を賜わることが多かろうと思っておりますが、今後よろしくお願いを申し上げます。

○伊能国務大臣 法案説明を申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げます。私このたびはからず防衛庁長官を拝命いたしました。申し上げるまでもなく、自衛隊はわが国防衛の重大な任務を持つておりますので、私の職につきますについて、自分の責任のいよいよ重大なることを痛感する次第でございます。最近の世界情勢については、すでに皆様御承知のように、緊張緩和の方向に世界各國の努力がなされておりますにもかかわらず、国際間の対立は依然

一言、法案説明に先立ちましてごあいさつを申し上げる次第でございます。（拍手）

それでは防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

最初に防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、現下の情勢に対処し、国力に依りて防衛力を整備する必要があることを認めまして、防衛庁の職員を定員を一万二千八百八十二人増加し、現在の定員二十四万二千七百七十七人を二十五万四千七百九十九人に改めることといたしました。この一万二千八百八十二人の増加分のうち、八千八百三十三人が自衛官でありまして、残りの三千二百四十九人が自衛官以外の職員であります。

自衛官の増加分は、海上自衛官については二千二百二十六人でありまして、艦艇の増加に伴い当然必要とされる要員並びに航空部門の増強及び後方関係の充実等のために充てる職員であります。また航空自衛官の増員は六千六百人でありまして、航空団の増設並びに航空管制、教育、補給、整備等の各部門の拡充のために充てるものであります。

次に自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に陸上自衛隊における指揮隷属の関係を整理いたしまして、隊務遂行の効率化をはかるために、新たに東北、東部、中部の三方面隊を増置いたしまして、全国に五方面隊を配置する

こととし、管区隊及び混成団はすべてこれらの方面隊の隷属部隊とするにとり、従来これらの部隊の長に認められておりました補給処等の機関に対する指揮監督権を方面總監に認めることとしたのであります。また航空自衛隊における操縦教育の一体的運営をはかり、その能率を増進するために、新たに飛行教育集団を置くこととし、航空団と飛行教育団とをもつてこれを編成することとするほか、航空防衛力の整備をはかりますため、中部航空方面隊の隷下部隊といたしまして新たに航空団一を増置することといたしました。なお第十混成団本部、第三航空団司令部及び管制教育団司令部の所在地等を今回変更することといたしましたのであります。

第二に自衛隊における診療に従事します隊員の当該専門技術に関する訓練または看護に従事する隊員の養成は、自衛隊の病院において行うこととするのが適当であると考えまして、これらの訓練または養成を自衛隊の病院において行うことといたしました。以上、両法案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成賜わりますようお願いいたします次第であります。

○内海委員長 この際、高碕国務大臣より発言を求められておりますからこれを許します。同時にこの発言が終了しましたならば、本日の日程であります科学技術庁設置法の一部を改正する法律案及び通商産業省設置法の一部を

改正する法律案を一括して議題といたしますから、政府より提案理由の説明を求めます。高碕国務大臣。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五條中「企画調整局」を「計画局」に改め、「調査普及局」を削る。

第六條中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第七條を次のように改める。

（計画局の事務）

第七條 計画局においては、次の事務をつかさどる。

一 科学技術（原子力利用に関するものを除く。以下次条において同じ。）に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

二 科学技術（原子力利用及び資源の総合的利用に関するものを除く。以下次条において同じ。）に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。

三 科学技術に関する統計の作成に関すること。

四 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。

五 日本科学技術情報センターに関すること。

第十條を削り、第九條を第十條とし、第八條を第九條とし、第七條の

次に次の一条を加える。

（振興局の事務）

第八條 振興局においては、次の事務をつかさどる。

一 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。

二 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に関すること。

三 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

四 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に関すること。

五 理化学研究所に関すること。

六 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施の推進に関すること。

七 技術士に関すること。

八 科学技術庁の所掌事務に関する統計及び調査資料の頒布及び刊行に関すること。

九 科学技術庁の所掌事務に関する広報及び啓発に関すること。

第十二條第二項中「命を受け」の下に「科学技術に関する基本的な政策を審議するほか」を加える。

第十三條第四項中「一人」を「二人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

企画調整局及び調査普及局を計画局及び振興局に改組し、原子力局の次長を一人増員する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項の表中繊維工業設備審議会の項の次に次のように加える。

鉄業法改正審議会
鉄業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の改正に関する重要事項を調査審議すること。

附則第三項の次に次の一項を加える。

第二十五條第一項の表に掲げる附属機関のうち、鉄業法改正審議会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由

鉱業法施行後の経緯にかんがみ、通商産業省に鉱業法改正審議会を設置して、鉱業法の改正に関する重要事項を調査審議する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋国務大臣 私、今般科学技術庁の長官を兼任することに相なりましたので、どうかよろしく御後援をお願いいたします。

ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につき御説明申し上げます。科学技術庁は、昭和三十一年五月に設置されて以来現在まで約二年有半を経過いたしました。その間科学技術の振興をはかり、国民経済の発展に寄与するため、諸般の施策を推進して参つたのでありますが、従来の機構が、科学技術に関する基本的かつ総合的な政策の企画立案という面では必ずしも十分とは考えられないので、これを十全の体制に編成することにより、科学技術振興に関する政府の施策の遂行をさらに周密なるものたらしめるとともに、あわせて科学技術会議の発足後、同会議の円滑に於てかつ効果的な運営に資するため、またこれに加えて現在ますます複雑膨大をきわめつつある原子力行政に対処するため、現機構の一部を改組する必要があると、ここに科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を提案する次第であります。

以下本法案につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、従来の企画調整局及び調査普及局を廃止

し、これにかえて計画局及び振興局を設けることとあります。現在企画調整局は、科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること、関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること、関係行政機関の科学技術に関する経費等の見積りの方針の調整に関すること等をその所掌事務としていたしておるのでありますが、従来ともすれば実務的な調整事務に努力がさかれて、基本的政策の企画立案が第二義的に考えられる傾向がありました。今後は科学技術に関する内外の動向の周密なる調査と分析、あるいは統計を基礎として科学技術に関する基本的政策は強力に推進せらるべきものと考えますので、今回の改正案におきましては、従来企画調整局、調査普及局と取り扱っていた事務のうち、調査普及局と基本的な政策等の計画事務に関する部分はこれを一体化し、これを新設される計画局の所掌事務とし、右に述べました要請にこたえ得る機構といたしました。これに伴い、関係行政機関の事務の総合調整、科学技術の振興、普及等いわゆる行政的実務に属するものは、これを新設される振興局の所掌事務といたし、所掌事務の性格から見て事務を有機的に再配分することにより、効率的な施策の遂行を眼目といたしたいと存じております。

改正の第二点は、科学審議官の職務に関するものであります。現在科学審議官は、命を受け、科学技術庁の所掌事務に関する重要な方針の決定について長官を補佐することとなっておりますが、右に申し上げた今回の機構改

正の趣旨にかんがみ、科学技術に関する基本的な政策を審議することが、科学審議官の職務のうちでも最も重要なものと考えますので、科学技術に関する基本的な政策の審議を従来の職務から特に抽出掲記した次第であります。

改正の第三点は、原子力局に従来の置かれていた次長一人を二人に増員することとあります。最近英米両国との間に原子力の平和的利用に関する協力協定も締結され、わが国における原子力の平和的利用は今後さらに促進されることと存じますが、これに伴い増大する原子力局の所掌事務を円滑かつ機動的に運用するため、今回の改正案においては次長一人を増員したいと考えている次第であります。

以上はなほ簡単でございしますが、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。科学技術振興の重要性に対する皆様の深い御理解によりまして、本法案が可決されることを心から希望いたします。本法案の慎重なる御審議の上、すみやかに可決されるようお願い申し上げます。

引き続いて、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。現行鉱業法は、鉱物資源の合理的開発をはかるため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的として昭和二十五年十二月に制定されたものであります。その骨子となっておりますところの鉱業権制度及び鉱業の実施に関する諸規定は、明治三十八年に制定された旧鉱業法の規定をほとんどそのまま踏襲したものであります。従いまして、この鉱業法につきましては、高度に発展し、複雑化した現在の経済関係に照らし、問題となる部分が多々見受けられるのであります。さきに臨時国会において、折から頻発した石炭鉱山の災害に対処するため、応急的に鉱業法の一部規定について所要の改正を行なった次第でありましたが、その際におきましても衆議院、参議院の両院におかれまして、できるだけすみやかに鉱業法の全面的再検討を行うべしとの附帯決議がなされております。これらの事情にかんがみまして、政府といたしましては同法の全面的再検討に着手することとした次第であります。

しかしながら鉱業法は、上述のごとく鉱業に関する基本的制度を定めた法律でありまして、かつ今回改正を予想される事項のうちには、鉱業権の設定、地上権との調整等、鉱業権の本質に関する事項も多く含まれておりますので、その立案に当たっては、審議会を設置することにより、広く意見を求めることが必要であります。このため、通商産業省の付属機関として鉱業法改正審議会を設けて、鉱業法の改正に関する重要事項を調査審議させることといたしました。

以上が通商産業省設置法の一部を改正する法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○内海委員長 次に一般職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律案、恩給法の一部を改正する法律案、総理府設置法の一部を改正する法律案及び農林漁業基本問題調査会設置法案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。松野総務長官。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第十九条の四第二項中「支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に於て、左の各号に掲げる割合(十二月十五日に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の二百八十を乗じて得た割合)を乗じて得た額とする。」を「六月十五日に支給する場合においては百分の六十五、十二月十五日に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に於て、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。」に、
「百分の五十」を「百分の百」に、
「百分の三十」を「百分の六十」に、
「百分の十五」を「百分の三十」に改める。
別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務等級 号俸	1 等 級				2 等 級				3 等 級				4 等 級				5 等 級				6 等 級				7 等 級				8 等 級			
	俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給	月	額
1	60,360				44,230				31,770				21,300				16,370				12,680				10,680				6,830			
2	62,870				46,540				33,550				22,460				17,310				13,530				11,210				7,040			
3	65,390				48,840				35,330				23,710				18,260				14,470				11,950				7,360			
4	67,900				51,150				37,110				24,970				19,210				15,420				12,680				7,780			
5	70,410				53,450				38,890				26,220				20,260				16,370				13,530				8,200			
6	72,920				55,750				40,670				27,480				21,300				17,310				14,470				9,020			
7	75,440				58,060				42,450				28,840				22,460				18,260				15,420				9,850			
8	78,580				60,360			15	44,230				30,310				23,710				19,210				16,370				10,680			
9	81,720				62,870			21	46,540			15	31,770				24,970				20,260				17,310				11,210			
10					65,390			24	48,840			21	33,550				26,220			15	21,300				18,260				11,950			
11					67,900				51,150			24	35,330				27,480			18	22,460			18	19,210			15	12,680			15
12									53,450				37,110			18	28,840			21	23,710			18	20,260			18	13,530			18
13													38,890			21	30,310			24	24,970			21	21,300			21	14,470			21
14													40,670			24	31,770				26,220			24	22,460			24	15,420			24
15													42,450								27,480				23,710				16,370			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	17,510 ^円	9 ^月	12,490 ^円	9 ^月	10,080 ^円	9 ^月	6,940 ^円	9 ^月	5,600 ^円	6 ^月
2	18,040	9	13,120	9	10,600	9	7,250	9	5,700	6
3	18,570	9	13,750	9	11,230	9	7,570	9	5,810	6
4	19,100	9	14,370	9	11,860	9	7,880	9	5,910	6
5	19,630	9	15,000	9	12,490	9	8,200	9	6,120	6
6	20,260	9	15,630	9	13,120	9	8,610	9	6,320	6
7	20,880	9	16,260	9	13,750	9	9,030	9	6,530	6
8	21,510	9	16,890	9	14,370	9	9,560	9	6,730	6
9	22,140	9	17,510	9	15,000	9	10,080	9	6,940	9
10	22,770	9	18,040	9	15,630	9	10,600	9	7,250	9
11	23,400	9	18,570	9	16,260	12	11,230	9	7,570	9
12	24,030	9	19,100	9	16,890	12	11,860	12	7,880	9
13	24,650	12	19,630	9	17,510	12	12,490	12	8,200	9
14	25,280	12	20,260	9	18,040	12	13,120	12	8,610	9
15	25,910	12	20,880	12	18,570	15	13,750	15	9,030	12
16	26,540	12	21,510	12	19,100	15	14,370	15	9,560	12
17	27,170	15	22,140	12	19,630	15	15,000	15	10,080	12
18	27,800	15	22,770	12	20,260	15	15,630	15	10,600	15
19	28,420	15	23,400	15	20,880	15	16,260	15	11,230	15
20	29,050	15	24,030	15	21,510	15	16,890	15	11,860	15
21	29,680	15	24,650	15	22,140	15	17,510	15	12,490	15
22	30,310	15	25,280	15	22,770	18	18,040	15	13,120	15
23	30,940	15	25,910	15	23,400	18	18,570	15	13,750	15
24	31,560	18	26,540	18	24,030	18	19,100	18	14,370	15
25	32,190	18	27,170	18	24,650	18	19,630	18	15,000	15
26	32,820		27,800		25,280		20,260	18	15,630	15
27							20,880	18	16,260	15
28							21,510		16,890	15
29									17,510	18
30									18,040	18
31									18,570	18
32									19,100	18
33									19,630	

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	38,890	12	31,770	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	12,150	12	7,460	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	7,990	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,510	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,030	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	9,760	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	10,490	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	11,320	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	26,220	12	21,300	12	18,260	12	12,150	12
9			46,540	24	35,330	12	27,480	12	22,460	12	19,210	12	12,680	12
10			48,840		37,110	18	28,840	15	23,710	12	20,260	12	13,530	12
11					38,890	21	30,310	18	24,970	18	21,300	15	14,470	15
12					40,670	24	31,770	21	26,220	18	22,460	18	15,420	21
13					42,450		33,550	24	27,480	21	23,710	21	16,370	24
14							35,330		28,840	24	24,970	24	17,310	
15									30,310		26,220			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	38,390	12	31,770	12	23,710	12	16,370	12	12,150	12	9,450	12	8,090	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	17,310	12	12,680	12	10,280	12	8,510	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	8,930	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	19,210	12	14,470	12	12,150	12	9,450	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,280	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	22,460	12	17,310	12	14,470	12	12,150	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	12
9			46,540	24	35,330	12	24,970	12	19,210	12	16,370	12	13,530	12
10			48,840		37,110	18	26,220	12	20,260	12	17,310	12	14,470	12
11					38,890	21	27,480	12	21,300	12	18,260	12	15,420	12
12					40,670	24	28,840	15	22,460	18	19,210	12	16,370	12
13					42,450		30,310	18	23,710	18	20,260	12	17,310	12
14							31,770	21	24,970	21	21,300	18	18,260	12
15							33,550	24	26,220	21	22,460	18	19,210	12
16							35,330		27,480	24	24,710	21	20,260	12
17									28,840	24	24,970	21	21,300	18
18									30,310		26,220	24	22,460	21
19											27,480	24	23,710	21
20											28,840		24,970	24
21													26,220	24
22													27,480	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表 (二)

職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間
1		38,890	12		31,770	12		23,710	12		18,260	12		14,470	12		12,150	12		7,780	12		6,230	12
2		40,670	12		33,550	12		24,970	12		19,210	12		15,420	12		12,680	12		8,200	12		6,530	12
3		42,450	12		35,330	12		26,220	12		20,260	12		16,370	12		13,530	12		8,820	12		6,940	12
4		44,230	12		37,110	12		27,480	12		21,300	12		17,310	12		14,470	12		9,450	12		7,360	12
5		46,540	15		38,890	12		28,840	12		22,460	12		18,260	12		15,420	12		10,280	12		7,780	12
6		48,840	21		40,670	15		30,310	12		23,710	12		19,210	12		16,370	12		11,210	12		8,200	12
7		51,150	24		42,450	18		31,770	12		24,970	12		20,260	12		17,310	12		12,150	12		8,820	12
8		53,450			44,230	24		33,550	12		26,220	12		21,300	12		18,260	12		12,680	12		9,450	12
9					46,540	24		35,330	12		27,480	12		22,460	12		19,210	12		13,530	12		10,280	12
10					48,840			37,110	18		28,840	15		23,710	12		20,260	12		14,470	12		11,210	12
11								38,890	21		30,310	18		24,970	18		21,300	18		15,420	12		12,150	12
12								40,670	24		31,770	21		26,220	18		22,460	18		16,370	15		12,680	12
13								42,450			33,550	24		27,480	21		23,710	21		17,310	15		13,530	12
14											35,330			28,840	21		24,970	21		18,260	18		14,470	15
15														30,310	24		26,220	24		19,210	18		15,420	18
16													31,770				27,480	24		20,260	18		16,370	21
17																	28,840			21,300	21		17,310	21
18																				22,460	24		18,260	24
19																				23,710	24		19,210	24
20																				24,970			20,260	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間
1		34,180	12		23,920	12		17,740	12		13,400	12		8,200	12
2		35,860	12		25,390	12		18,890	12		14,150	12		8,820	12
3		37,530	12		26,850	12		20,150	12		15,000	12		9,450	12
4		39,210	12		28,320	12		21,410	12		15,840	12		10,080	12
5		40,880	12		29,780	12		22,660	12		16,790	12		11,120	12
6		42,560	12		31,250	12		23,920	12		17,740	12		12,260	12
7		44,230	12		32,720	12		25,390	12		18,890	12		13,400	12
8		45,910	12		34,180	12		26,850	12		20,150	12		14,150	12
9		47,580	12		35,860	12		28,320	12		21,410	12		15,000	12
10		49,260	15		37,530	12		29,780	12		22,660	15		15,840	12
11		50,940	21		39,210	12		31,250	15		23,920	18		16,790	15
12		52,610	24		40,880	18		32,720	18		25,390	18		17,740	18
13		54,290	24		42,560	21		34,180	21		26,850	18		18,890	18
14		55,960			44,230	24		35,860	24		28,320	21		20,150	18
15					45,910			37,530			29,780	24		21,410	18
16											31,250			22,660	18
17														23,920	21
18														25,390	24
19														26,850	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	俸給月額	昇給期間		俸給月額	昇給期間		俸給月額	昇給期間		俸給月額	昇給期間	
1	17,840	12	円	12,800	12	円	9,030	12	円	6,330	12	円
2	18,790	12		13,850	12		9,660	12		6,730	12	
3	19,730	12		14,900	12		10,290	12		7,150	12	
4	20,780	12		15,940	12		11,130	12		7,570	12	
5	21,830	12		16,890	12		11,970	12		7,990	12	
6	22,870	12		17,840	12		12,800	12		8,410	12	
7	23,920	12		18,790	12		13,850	12		9,030	12	
8	24,970	15		19,730	12		14,900	12		9,660	12	
9	26,020	15		20,780	12		15,940	12		10,290	12	
10	27,060	18		21,830	12		16,890	12		11,130	12	
11	28,110	18		22,870	15		17,840	15		11,970	12	
12	29,160	18		23,920	18		18,790	18		12,800	12	
13	30,200	18		24,970	18		19,730	18		13,850	12	
14	31,250	18		26,020	18		20,780	18		14,900	15	
15	32,300	21		27,060	21		21,830	18		15,940	18	
16	33,340	21		28,110	21		22,870	21		16,890	18	
17	34,390	24		29,160	24		23,920	21		17,840	21	
18	35,440	24		30,200	24		24,970	24		18,790	21	
19	36,490			31,250			26,020	24		19,730	24	
20							27,060			20,780	24	
21										21,830		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	俸給月額	昇給期間		俸給月額	昇給期間		俸給月額	昇給期間		俸給月額	昇給期間		俸給月額	昇給期間		俸給月額	昇給期間	
1	60,360	12	円	31,460	12	円	20,360	12	円	16,790	12	円	11,310	12	円	8,200	12	円
2	62,870	12		33,140	12		21,830	12		17,950	12		12,060	12		8,820	12	
3	65,390	12		34,810	12		23,290	12		19,100	12		13,000	12		9,650	12	
4	67,900	12		36,490	12		24,760	12		20,360	12		13,950	12		10,480	12	
5	70,410	12		38,160	12		26,430	12		21,830	12		14,900	12		11,310	12	
6	72,920	12		39,840	12		28,110	12		23,290	12		15,840	12		12,060	12	
7	75,440	12		41,510	12		29,780	12		24,760	12		16,790	12		13,000	12	
8	78,580	12		43,190	12		31,460	12		26,430	12		17,950	12		13,950	12	
9	81,720	12		44,860	12		33,140	12		28,110	15		19,100	15		14,900	12	
10		12		46,540	12		34,810	12		29,780	15		20,360	15		15,840	12	
11		12		48,210	12		36,490	12		31,460	15		21,830	15		16,790	12	
12		12		49,890	12		38,160	15		33,140	15		23,290	15		17,950	12	
13		12		51,980	12		39,840	15		34,810	15		24,760	18		19,100	15	
14		15		54,080	15		41,510	15		36,490	15		26,430	18		20,360	18	
15		15		56,170	15		43,190	15		38,160	15		28,110	18		21,830	18	
16		15		58,270	15		44,860	18		39,840	15		29,780	18		23,290	18	
17		18		60,360	18		46,540	21		41,510	15		31,460	21		24,760	21	
18		21		62,870	21		48,210	21		43,190	18		33,140	21		26,430	21	
19		24		65,390	24		49,890	24		44,860	21		34,810	24		28,110	24	
20				67,900			51,980			46,540	24		36,490	24		29,780	24	
21										48,210	24		38,160			31,460		
22										49,890								

備考 (一) この表は、大学及び専科大学並びにこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

(三) 大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

(四) 大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ 教育職俸給表(二)

号 俸	職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1		27,060 ^円	12 ^月	11,310 ^円	12 ^月	7,360 ^円	12 ^月
2		28,320	12	12,060	12	7,780	12
3		29,580	12	13,000	12	8,200	12
4		30,830	12	13,950	12	8,820	12
5		32,090	12	14,900	12	9,650	12
6		33,340	12	15,840	12	10,480	12
7		34,920	12	16,790	12	11,310	12
8		36,490	12	17,740	12	12,060	12
9		38,060	12	18,690	12	13,000	12
10		39,630	12	19,730	12	13,950	12
11		41,200	12	20,780	12	14,900	12
12		42,770	12	21,830	12	15,840	12
13		44,340	12	22,870	12	16,790	12
14		45,910	12	23,920	12	17,740	12
15		47,480	12	24,970	12	18,690	12
16		49,050	18	26,020	12	19,730	12
17		50,620	21	27,060	12	20,780	12
18		52,190	21	28,320	12	21,830	12
19		53,760	24	29,580	12	22,870	15
20		55,330		30,830	12	23,920	18
21				32,090	12	24,970	18
22				33,340	12	26,020	18
23				34,920	12	27,060	24
24				36,490	15	28,320	24
25				38,060	15	29,580	
26				39,630	15		
27				41,200	15		
28				42,770	18		
29				44,340	21		
30				45,910	21		
31				47,480	24		
32				49,050			

備考 この表は、専科大学及び高等学校並びにこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	21,300	12	8,820	12	7,360	12
2	22,350	12	9,650	12	7,780	12
3	23,400	12	10,480	12	8,200	12
4	24,440	12	11,310	12	8,820	12
5	25,490	12	11,590	12	9,650	12
6	26,540	12	12,680	12	10,480	12
7	27,690	12	13,530	12	11,310	12
8	28,950	12	14,470	12	11,950	12
9	30,200	12	15,420	12	12,680	12
10	31,460	12	16,370	12	13,530	12
11	32,720	12	17,310	12	14,470	12
12	33,970	12	18,260	12	15,420	12
13	35,230	12	19,210	12	16,370	12
14	36,490	12	20,260	12	17,310	12
15	37,740	12	21,300	12	18,260	12
16	39,000	12	22,350	12	19,210	18
17	40,570	12	23,400	12	20,260	18
18	42,140	15	24,440	12	21,300	21
19	43,710	18	25,490	12	22,350	21
20	45,280	21	26,540	12	23,400	24
21	46,850	21	27,690	12	24,440	
22	48,420	24	28,950	12		
23	49,990		30,200	15		
24			31,460	15		
25			32,720	15		
26			33,970	15		
27			35,230	15		
28			36,490	15		
29			37,740	18		
30			49,000	21		
31			40,570	21		
32			42,140	24		
33			43,710			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職の 等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸給月額	円	月	俸給月額	円	月	俸給月額	円	月	俸給月額	円	月	俸給月額	円	月	俸給月額	円	月	俸給月額	円	月
1	60,360		12	38,890		12	27,480		12	19,210		12	12,150		12	10,880		12	6,830		12
2	62,870		12	40,670		12	28,840		12	20,260		12	12,780		12	11,410		12	7,040		12
3	65,390		12	42,450		12	30,310		12	21,300		12	13,630		12	12,150		12	7,360		12
4	67,900		12	44,230		12	31,770		12	22,460		12	14,470		12	12,780		12	7,780		12
5	70,410		12	46,540		12	33,550		12	23,710		12	15,420		12	13,630		12	8,200		12
6	72,920		12	48,840		12	35,330		12	24,970		12	16,370		12	14,470		12	9,020		12
7	75,440		12	51,150		12	37,110		12	26,220		12	17,310		12	15,420		12	9,950		12
8	78,580		12	53,450		12	38,890		12	27,480		12	18,260		12	16,370		12	10,880		12
9	81,720		15	55,750		15	40,670		12	28,840		12	19,210		12	17,310		12	11,410		12
10			21	58,060		21	42,450		12	30,310		12	20,260		12	18,260		12	12,150		12
11			24	60,360		24	44,230		12	31,770		12	21,300		12	19,210		12	12,780		15
12				62,870			46,540		15	33,550		12	22,460		12	20,260		12	13,630		18
13							48,840		21	35,330		12	23,710		12	21,300		12	14,470		21
14							51,150		24	37,110		15	24,970		12	22,460		18	15,420		24
15							53,450			38,890		18	26,220		12	23,710		18	16,370		
16										40,670		18	27,480		12	24,970		18			
17										42,450		18	28,840		12	26,220		21			
18										44,230		24	30,310		12	27,480		21			
19										46,540		24	31,770		18	28,840		24			
20										48,840			33,550		18	30,310		24			
21													35,330		21	31,770					
22													37,110		24						
23													38,890		24						
24													40,670								

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職の 等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸給月額	円	月	俸給月額	円	月	俸給月額	円	月	俸給月額	円	月	俸給月額	円	月
1	60,360		12	39,840		12	28,110		12	19,200		12	12,560		12
2	62,870		12	41,510		12	29,780		12	20,360		12	13,600		12
3	65,390		12	43,190		12	31,460		12	21,830		12	14,450		12
4	67,900		12	44,860		12	33,140		12	23,290		12	15,300		12
5	70,410		12	46,540		12	34,810		12	24,760		12	16,140		12
6	72,920		12	48,210		12	36,490		12	26,430		12	16,990		12
7	75,440		12	49,890		12	38,160		12	28,110		12	18,050		12
8	78,580		12	51,980		12	39,840		12	29,780		12	19,200		12
9	81,720		12	54,080		12	41,510		12	31,460		12	20,360		12
10			15	56,170		15	43,190		12	33,140		12	21,830		12
11			21	58,270		21	44,860		18	34,810		12	23,290		12
12			24	60,360		24	46,540		18	36,490		15	24,760		12
13				62,870			48,210		18	38,160		15	26,430		12
14							49,890		21	39,840		18	28,110		15
15							51,980		24	41,510		18	29,780		15
16							54,080			43,190		18	31,460		15
17										44,860		21	33,140		15
18										46,540		24	34,810		15
19										48,210			36,490		18
20													38,160		21
21													39,840		24
22													41,510		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

号 俸	職 務 の 等 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
		俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1		円 35,330	月 12	円 24,970	月 12	円 14,470	月 12	円 10,680	月 12	円 8,200	月 12	円 7,040	月 12
2		37,110	12	26,220	12	15,420	12	11,210	12	9,020	12	7,360	12
3		38,890	12	27,480	12	16,370	12	11,950	12	9,850	12	7,780	12
4		40,670	12	28,840	12	17,310	12	12,680	12	10,680	12	8,200	12
5		42,450	12	30,310	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	9,020	12
6		44,230	18	31,770	12	19,210	12	14,470	12	11,950	12	9,850	12
7		46,540	21	33,550	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,680	12
8		48,840	24	35,330	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	15
9		51,150	24	37,110	18	22,460	12	17,310	12	14,470	12	11,950	21
10		53,450		38,890	21	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	24
11				40,670	24	24,970	12	19,210	12	16,370	12	13,530	
12				42,450	24	26,220	12	20,260	12	17,310	12		
13				44,230		27,480	15	21,300	12	18,260	12		
14						28,840	18	22,460	18	19,210	18		
15						30,310	18	23,710	18	20,260	21		
16						31,770	21	24,970	21	21,300	21		
17						33,550	24	26,220	21	22,460	24		
18						35,330		27,480	24	23,710	24		
19								28,840		24,970			
20								30,310					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号 俸	職 務 の 等 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
		俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1		円 19,420	月 12	円 14,580	月 12	円 10,070	月 12	円 7,470	月 12
2		20,470	12	15,630	12	10,590	12	8,090	12
3		21,510	12	16,580	12	11,230	12	8,710	12
4		22,560	12	17,520	12	11,970	12	9,340	12
5		23,610	12	18,470	12	12,800	12	10,070	12
6		24,650	12	19,420	12	13,640	12	10,590	12
7		25,700	12	20,470	12	14,580	12	11,230	12
8		26,750	12	21,510	12	15,630	12	11,970	12
9		28,000	12	22,560	12	16,580	12	12,800	12
10		29,260	18	23,610	12	17,520	12	13,640	15
11		30,520	18	24,650	18	18,470	18	14,580	18
12		31,770	21	25,700	18	19,420	21	15,630	21
13		33,030	21	26,750	21	20,470	24	16,580	24
14		34,290	24	28,000	21	21,510	24	17,520	24
15		35,540	24	29,260	24	22,560		18,470	
16		36,800		30,520	24				
17				31,770					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
 第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項前段中「職員」の下に「附則第二十項の規定を受ける職員以外の職員で支給地域の区分が一級地とされた地域に在勤するものを除く。」を加え、同項後段を削る。

附則第十七項中「前項前段」を「前項」に、「百分の二十」を「百分の十五」に、「百分の十五」を「百分の十」に、「百分の十」を「百分の五」に改め、「一級地である場合にあっては百分の五」を削る。

附則第十八項中「附則第十六項前段」を「附則第十六項」に改める。

附則第十九項中「附則第十六項前段」を「附則第十六項」に、「その者が受ける調整額の月額」を「その者が受ける調整額の月額」の範囲内で人事院の定める額に改める。

附則第二十項を削り、附則第二十一項中「附則第十七項」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)の規定による改正前の附則第十七項」に、「附則のこれらの規定による暫定手当の月額」を「これらの規定による暫定手当の月額」に、「附則のこれらの規定による暫定手当の額」を「附則第十七項から前項までの規定による暫定手当の額」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第二十二項から附則第四十一項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和三十四年十月一日から施行する。

(昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額)

2 一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)別表第一から別表第七までに掲げる俸給表(以下「俸給表」という。)の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、俸給表の俸給月額欄に掲げる額は、この法律の附則別表第一から附則別表第十三までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

(俸給表の改正に伴う措置)

3 昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において法第六条の二後段若しくは第八条第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4 前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

(暫定手当の特例)

5 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)附則第十九項の規定の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは、「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事院の定める額」と読み替えるものとする。

附則別表第一 行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額(附則別表第三から附則別表第五まで及び附則別表第十一に掲げるものを除く。)の読み替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円 6,830	円 6,500	円 19,210	円 18,300	円 44,230	円 42,200
7,040	6,700	20,260	19,300	46,540	44,400
7,360	7,000	21,300	20,300	48,840	46,600
7,780	7,400	22,460	21,400	51,150	48,800
8,200	7,800	23,710	22,600	53,450	51,000
9,020	8,600	24,970	23,800	55,750	53,200
9,850	9,400	26,220	25,000	58,060	55,400
10,680	10,200	27,480	26,200	60,360	57,600
11,210	10,700	28,840	27,500	62,870	60,000
119,50	11,400	30,310	28,900	65,390	62,400
12,680	12,100	31,770	30,300	67,900	64,800
13,530	12,900	33,550	32,000	70,410	67,200
14,470	13,800	35,330	33,700	72,920	69,600
15,420	14,700	37,110	35,400	75,440	72,000
16,370	15,600	38,890	37,100	78,580	75,000
17,310	16,500	40,670	38,800	81,720	78,000
18,260	17,400	42,450	40,500		

附則別表第二 行政職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円 5,600	円 5,300	円 11,230	円 10,700	円 22,140	円 21,100
5,700	5,400	11,860	11,300	22,770	21,700
5,810	5,500	12,490	11,900	23,400	22,300
5,910	5,600	13,120	12,500	24,030	22,900
6,120	5,800	13,750	13,100	24,650	23,500
6,320	6,000	14,370	13,700	25,280	24,100
6,530	6,200	15,000	14,300	25,910	24,700
6,730	6,400	15,630	14,900	26,540	25,300
6,940	6,600	16,260	15,500	27,170	25,900
7,250	6,900	16,890	16,100	27,800	26,500
7,570	7,200	17,510	16,700	28,420	27,100
7,880	7,500	18,040	17,200	29,050	27,700
8,200	7,800	18,570	17,700	29,680	28,300
8,610	8,200	19,100	18,200	30,310	28,900
9,030	8,600	19,630	18,700	30,940	29,500
9,560	9,100	20,260	19,300	31,560	30,100
10,080	9,600	20,880	19,900	32,190	30,700
10,600	10,100	21,510	20,500	32,820	31,300

附則別表第三 税務職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円 7,460	円 7,100
7,990	7,600
8,510	8,100
9,030	8,600
9,760	9,300
10,490	10,000
11,320	10,800
12,150	11,600

附則別表第四 公安職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円 8,090	円 7,700
8,510	8,100
8,930	8,500
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第五 公安職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円 6,230	円 5,900
6,530	6,200
6,940	6,600
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
8,620	8,400
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第六 海事職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
8,200 ^円	7,800 ^円	20,150 ^円	19,200 ^円	39,210 ^円	37,400 ^円
8,820	8,400	21,410	20,400	40,880	39,000
9,450	9,000	22,660	21,600	42,560	40,600
10,080	9,600	23,920	22,800	44,230	42,200
11,120	10,600	25,390	24,200	45,910	43,800
12,260	11,700	26,850	25,600	47,580	45,400
13,400	12,800	28,320	27,000	49,260	47,000
14,150	13,500	29,780	28,400	50,940	48,600
15,000	14,300	31,250	29,800	52,610	50,200
15,840	15,100	32,720	31,200	54,290	51,800
16,790	16,000	34,180	32,600	55,960	53,400
17,740	16,900	35,860	34,200		
18,890	18,000	37,530	35,800		

附則別表第七 海事職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,330 ^円	6,000 ^円	13,850 ^円	13,200 ^円	26,020 ^円	24,800 ^円
6,730	6,400	14,900	14,200	27,060	25,800
7,150	6,800	15,940	15,200	28,110	26,800
7,570	7,200	16,890	16,100	29,160	27,800
7,990	7,600	17,840	17,000	30,200	28,800
8,410	8,000	18,790	17,900	31,250	29,800
9,030	8,600	19,730	18,800	32,300	30,800
9,660	9,200	20,780	19,800	33,340	31,800
10,290	9,800	21,830	20,800	34,390	32,800
11,130	10,600	22,870	21,800	35,440	33,800
11,970	11,400	23,920	22,800	36,490	34,800
12,800	12,200	24,970	23,800		

附則別表第八 教育職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額(附則別表第十二に掲げるものを除く。)の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
8,200	7,800	23,290	22,200	48,210	46,000
8,820	8,400	24,760	23,600	49,890	47,600
9,650	9,200	26,430	25,200	51,980	49,600
10,480	10,000	28,110	26,800	54,080	51,600
11,310	10,800	29,780	28,400	56,170	53,600
12,060	11,500	31,460	30,000	58,270	55,600
13,000	12,400	33,140	31,600	60,360	57,600
13,950	13,300	34,810	33,200	62,870	60,000
14,900	14,200	36,490	34,800	65,390	62,400
15,840	15,100	38,160	36,400	67,900	64,800
16,790	16,000	39,840	38,000	70,410	67,200
17,950	17,100	41,510	39,600	72,920	69,600
19,100	18,200	43,190	41,200	75,440	72,000
20,360	19,400	44,860	42,800	78,580	75,000
21,830	20,800	46,540	44,400	81,720	78,000

附則別表第九 教育職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,360	7,000	18,690	17,800	34,920	33,300
7,780	7,400	19,730	18,800	36,490	34,800
8,200	7,800	20,780	19,800	38,060	36,300
8,820	8,400	21,830	20,800	39,630	37,800
9,650	9,200	22,870	21,800	41,200	39,300
10,480	10,000	23,920	22,800	42,770	40,800
11,310	10,800	24,970	23,800	44,340	42,300
12,060	11,500	26,020	24,800	45,910	43,800
13,000	12,400	27,060	25,800	47,480	45,300
13,950	13,300	28,320	27,000	49,050	46,800
14,900	14,200	29,580	28,200	50,620	48,300
15,840	15,100	30,830	29,400	52,190	49,800
16,790	16,000	32,090	30,600	53,760	51,300
17,740	16,900	33,340	31,800	55,330	52,800

附則別表第十 教育職俸給表(三)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,360	7,000	18,260	17,400	33,970	32,400
7,780	7,400	19,210	18,300	35,230	33,600
8,200	7,800	20,260	19,300	36,490	34,800
8,820	8,400	21,300	20,300	37,740	36,000
9,650	9,200	22,350	21,300	39,000	37,200
10,480	10,000	23,400	22,300	40,570	38,700
11,310	10,800	24,440	23,300	42,140	40,200
11,950	11,400	25,490	24,300	43,710	41,700
12,680	12,100	26,540	25,300	45,280	43,200
13,530	12,900	27,690	26,400	46,850	44,700
14,470	13,800	28,950	27,600	48,420	46,200
15,420	14,700	30,200	28,800	49,990	47,700
16,370	15,600	31,460	30,000		
17,310	16,500	32,720	31,200		

附則別表第十一 研究職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち13,630円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
6,830	6,500
7,040	6,700
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
9,020	8,600
9,950	9,500
10,880	10,400
11,410	10,900
12,150	11,600
12,780	12,200
13,630	13,000

附則別表第十二 医療職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額のうち19,200円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
12,560	12,000
13,600	13,000
14,450	13,800
15,300	14,600
16,140	15,400
16,990	16,200
18,050	17,200
19,200	18,300

附則別表第十三 医療職俸給表(三)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
7,470	7,100	15,630	14,900	26,750	25,500
8,090	7,700	16,580	15,800	28,000	26,700
8,710	8,300	17,520	16,700	29,260	27,900
9,340	8,900	18,470	17,600	30,520	29,100
10,070	9,600	19,420	18,500	31,770	30,300
10,590	10,100	20,470	19,500	33,030	31,500
11,230	10,700	21,510	20,500	34,290	32,700
11,970	11,400	22,560	21,500	35,540	33,900
12,800	12,200	23,610	22,500	36,800	35,100
13,640	13,000	24,650	23,500		
14,580	13,900	25,700	24,500		

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和三十三年七月十六日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額額の改訂及び六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「不具廢疾ノ程度ニ變動アルベキコトヲ認メタルトキハ三年以上五年以内ノ期間ヲ定メテ」に改め、同条第二項中「傷病疾病回復セサル者」を「仍不具廢疾ノ状態ニ在ル者」に改める。

別表第一号表ノ二中

右ニ掲グル各症ニ該当セザル傷病ノ程度ハ右ニ掲グル各症ニ準シ之ヲ査定ス

右ニ掲グル各症ニ該当セザル傷病ノ程度ハ右ニ掲グル各症ニ準シ之ヲ査定ス

に改める。

別表第一号表ノ三中

右ニ掲グル各症ニ該当セザル傷病ノ程度ハ右ニ掲グル各症ニ準シ之ヲ査定ス

右ニ掲グル各症ニ該当セザル傷病ノ程度ハ右ニ掲グル各症ニ準シ之ヲ査定ス

に改める。

附則

1 (施行期日) この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 (従前の傷病恩給の取扱) 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第三条及び附則第二十二條第三項の規定により同法による改正前の恩給法第五十条の規定の例によるものとされている第七項に係る増加恩給又は傷病年金については、法律第百五十五号附則第三条及び附則第二十二條第三項の規定にかかわらず、この法律による改正後の恩給法第五十条の規定を準用する。

理由

肺結核その他の内部疾患に係る傷病恩給について、その査定基準を定めることとするともに、傷病の程度に動きがある場合に、これに相応した恩給を給することができるようになる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法の一部を改正する法律
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中科学技術会議の項の次に次のように加える。

皇居造営審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて皇居造営に 関する重要事項を調査審議すること。
訴願制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて訴願制度改 正に関する重要事項を調査審議すること。
固定資産評価制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて固定資産税 その他の租税の課税の基礎となるべき固 定資産の評価の制度に関する重要事項を 調査審議すること。
税制調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に 関する重要事項を調査審議すること。
産業災害防止対策審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて産業災害防 止対策に関する重要事項を調査審議する こと。

附則中第五項を次のように改め、
第六項を削り、第七項を第六項とす
る。

5 第十五条第一項の表に掲げる附
属機関のうち、皇居造営審議会及
び訴願制度調査会は昭和三十五年
三月三十一日まで、固定資産評価
制度調査会は昭和三十六年三月三
十一日まで、税制調査会は昭和三十
七年三月三十一日まで、産業災
害防止対策審議会は昭和三十九年
三月三十一日まで置かれるものと
する。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一
日から施行する。

理由
皇居造営に関する重要事項、訴願
制度改正に関する重要事項、固定資

諮問に及び、農林漁業に関する基
本問題を調査審議する。
2 調査会は、前項の諮問に関連す
る事項について、必要があると認
めるときは、内閣総理大臣に意見
を述べることができる。

(組織)
第三条 調査会は、委員三十人以内
で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため
必要があるときは、臨時委員二十
人以上を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験
のある者のうちから、内閣総理大
臣が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に
関する調査審議が終了したとき
は、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤と
する。

(会長)
第四条 調査会に、会長を置き、委
員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あら
かじめその指名する委員が、その
職務を代理する。

(専門調査員)
第五条 調査会に、専門の事項を調
査させるため、専門調査員三十人
以内を置くことができる。

2 専門調査員は、関係行政機関の
職員及び学識経験のある者のうち
から、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項
に関する調査が終了したときは、
解任されるものとする。

4 専門調査員は、非常勤とする。

(幹事)
第六条 調査会に、幹事十五人以内
を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員の
うちから、内閣総理大臣が任命す
る。

3 幹事は、調査会の所掌事務につ
いて、委員及び臨時委員を補佐す
る。

4 幹事は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)
第七条 調査会は、その所掌事務を
遂行するため必要があると認め
るときは、関係行政機関の長に対
し、資料の提出、意見の開陳、説
明その他必要な協力を求めること
ができる。

(庶務)
第八条 調査会の庶務は、農林大臣
官房において処理する。

(委任規定)
第九条 この法律に定めるもののほ
か、調査会に関し必要な事項は、
政令で定める。

附則
1 この法律は、昭和三十四年四月
一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法
律第二百二十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十五条第一項の表中産業災害
防止対策審議会の項の次に次のよ
うに加える。

農林漁業 基本問題 調査会	農林漁業基本問題 調査会設置法(昭 和三十四年法律第 百一十号)の規定に よるその権限に關 せしめられた事項 を行うこと。
---------------------	---

3 この法律は、昭和三十六年三月
三十一日限り、その効力を失う。

理由

農林漁業に関する基本問題を調査
審議するため、総理府に、農林漁業
基本問題調査会を設置する必要がある。
これが、この法律案を提出する
理由である。

○松野政府委員 ただいま議題となり
ました一般職の職員の給与に関する法
律等の一部を改正する法律案につき
まして、その提案理由並びに内容の概
略を御説明申し上げます。

この改正案は、昨年七月十六日付の
人事院勧告に基づき、一般職国家公務員
の期末手当を増額し、俸給表の改正を
行い、あわせて一般職の職員の給与に
関する法律の一部を改正する法律(昭
和三十二年法律第五十四号)附則第
二十三項の規定の趣旨にかんがみ、現
行暫定手当の一部を俸給に繰り入れる
とともに、これに伴う暫定手当の整理
を行おうとするものであります。すな
わち第一に、六月十五日に支給する期
末手当の額を〇・一五月分増額して
〇・六五月分とすることいたしましたし
た。第二に、現行の各俸給表につい
て、初任給相当額の若干の引き上げ及
びこれに伴う俸給月額額の改訂を行い、
若干の号俸について昇給期間をそれぞ
れ三月短縮し、一部の俸給表の一等級
について二号俸の新設を行うほか、あ
わせて、現行の暫定手当のうち一級地
に在勤する職員に支給される額に相当
する額を俸給月額に繰り入れる措置を
行うこといたしました。第三に、暫
定手当について、その一定額の俸給月

額への繰り入れに伴い、その支給対象を原則として二級地以上の地域に在勤する職員とし、支給額の算定基準をそれぞれ五割引き下げる等の改正を行うこととした。

この法律案は、以上の趣旨に基きまして、一般職の職員の給与に関する法律及び関係法律の改正を行おうとするものであります。暫定手当の一定額繰入れによる俸給月額改訂部分は、実質的に本年十月一日から実施するよう措置するとともに、これに伴う暫定手当の改正部分も同日から施行することとし、その他の部分については、本年四月一日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

戦没軍人遺族並びに戦傷病者の処遇の改善と老齢退職公務員の処遇の向上につきましては、一昨年六月設置されました臨時恩給等調査会の答申に基づき、昨年法律第二百四十四号をもって公布されました恩給法等の一部を改正する法律により、所要の措置を講じた次第であります。ところで戦傷病者の恩給上の処遇につきましては、現在の戦傷病恩給は外形の症状に重点が置かれ、内部疾患については軽視の傾きがあるとの調査会からの御指摘があり、またのかんがみ、昨年三月以来、戦傷病恩給給付等差の調査のため、専門家の会同をわすれず、検討をお願いしておりましたが、その結果が同年九

月三十日政府に報告されましたので、政府は今回この報告をもととして、戦傷病恩給に必要なる法的措置をとらうとするものであります。

その第一点は、内部疾患の査定基準を定めようとするものであります。肺結核、精神障害等のいわゆる内部疾患につきましましては、従来恩給法別表第一号表ノ二または同別表第一号表ノ三に掲げる精神的または身体的作業能力の制限という抽象的な規定を類推解釈して、受当と認められる増加恩給または傷病年金を給付して参ったのであります。が、これら従来の内規あるいは裁定制度を再検討し、ここに近代医学の観点から合理的な基準を明白にすることに よつて、症状の実態に即する適切な給付を行うことができるようにしようとするものであります。

その第二点は、有期の増加恩給または傷病年金の期間五年を三年以上五年以内の期間に改めようとするものであります。現行法におきましては、増加恩給または傷病年金の裁定をするに当り、内部疾患のように、長期的に見て症状に動きのあるものにつきましましては、五年の期間を定めた恩給を給付し、五年目ごとに再調査をするという措置がとられておりましたが、今日の医学の進歩に伴い、内部疾患の療養が変化し、疾病の経過が長いもの、短いもの等、多種多様の形をとっているときに、すべての疾患について五年を単位として恩給を給付することは、実情にそぐわないものがあります。そこで恩給の査定が常に疾病の消長に対応するようにするため、不具廃疾の程度に変動のあるべきことの認められるようなものについては、三年以上五年

以内の期間を定めて合理的な恩給を給付することができるように改めようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次にただいま議題になりました総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を説明いたします。

この法律案は、総理府にその付属機関として新たに皇居造営審議会以下の五機関を付置しようとするものであります。

まず第一に、皇居造営審議会の設置であります。明治二十一年皇居内に造営されました宮殿は、戦時中空襲で焼失しましたため、戦後は宮内庁庁舎の一部を表宮殿とし、御文庫を両陛下の御住居に当てて参りましたが、国際外交の復活等に伴い、皇居において行われる国家的行事も増大し、現在のような狭くかつ粗末な仮宮殿では、とうていその必要を満たし得なくなつており、また御文庫も防空施設を改装したものであるため、両陛下の御住居としては適当でないと考えられます。従つて皇居を造営する必要があると思われま

すので、この際一年の期間をもつて本審議会を設置し、宮殿の位置、規模、様式、経費、実施計画その他皇居造営に関する重要事項に関し、広く各界有識者の意見を聞き、国民の理解と協力を得て、現代にふさわしい皇居を造営しようとするものであります。

第二は、訴訟制度調査会の設置であります。行政の公正な運営と国民の権利救済をはかるための訴訟制度として

は、明治二十三年制定されました訴訟法とその後これを補足するため制定された数多くの個別法令がありますが、訴訟法は制定後何らの改正も行われず、また個別の諸法令においてもその内容が区々であり、現行訴訟制度には全般的に見て幾多の不備不統一があることを否定し得ないのであります。特に現行行政事件訴訟特例法によれば、行政訴訟は、それが訴訟を経た後でなければ提起することができないという訴訟前置主義がとられており、同法については現在政府において全面的に再検討を加えておりますが、これと歩調を一にして訴訟制度そのものについても、これを公正かつ能率的なものとする必要がありま

すので、この際一年の期間をもつて本調査会を設け、民意を盛つた合理的な成案を得たいと存するものであります。

第三は、固定資産評価制度調査会の設置であります。固定資産税、相続税、贈与税及び登録税の課税における固定資産の評価の現状を見ますと、それぞれ課税標準となる価格が区々であるとともに、各市町村間の評価の均衡も十分に確保されておらず、言い換へると、これがため税務行政にも多大の支障が生じております。よつて、この際二年の期間をもつて本調査会を設置し、固定資産税その他租税の基礎となるべき固定資産の評価の適正を期し、あわせて評価の一元化をはかるため、固定資産の評価の方法、評価の機構等に関する必要な措置について調査審議を行わんとするものであります。

第四は、税制調査会の設置であります。昭和二十四年シャープ勧告において、国税、地方税を通ずる租税制度に

関して全般的な検討が行われまして以来、各種税法については毎年若干の改正が加えられて参りましたが、このような手直しを続けることもはやほとんど限界にきていると考えられますので、この際三年の期間をもつて本調査会を設け、租税体系のあり方、企業課税の方式等、国税、地方税を含めた全般的な租税制度のあり方について調査検討を加えようとするものであります。

第五は、産業災害防止対策審議会の設置であります。最近における産業災害の発生状況は、年々増加の傾向にあり、なかんずく中小企業における災害の激増並びに爆発、落盤等による重大災害頻発の傾向は、人命の尊重、経済的損失の防止等の見地からも見のがし得ない実情にありま

す。これを昭和三十三年における労働災害について見れば、死傷者数は七十一万人に上り、その経済的損失千五百億と見込まれ、今後ますます増大する趨勢にありま

す。従つてこれら産業災害を防止するため、この際五年の期間をもつて本審議会を設け、労使を含めた民間関係者の盛りに熱意に基づく活発な意見を求めてこれが対策を講じ、かつこれを強力に推進して参りたいと存じます。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

ただいま議題となりました農林漁業基本問題調査会設置法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国農林漁業の生産力は、戦後著しく増大し、国民経済の復興と成長に寄与するところ大なるものがあるにも

かかわらず、その反面、農林漁業と他産業との間の所得の較差はなお相当の開きを示しているのであります。このような情勢に対処いたしまして、農林漁業政策の基本目標は、農林漁業と他産業との均衡ある発展を確保し、農林漁業の所得の増大を通じて農山漁家の生活の安定向上をはかることにあると考えます。またこのことは、ひとり農林漁業対策上の基本的事項であるばかりでなく、国民経済の体質改善とその安定的成長に資するゆえんでもあると考えるのであります。従いまして、農林漁業における生産性の向上と所得の増大をはかるため、今後さらに生産基盤の整備拡充と生産流通機構の合理化を推進すべきはもとよりであります。が、新たな角度から農林漁業内部における経営の改善、就業構造の近代化等の基本問題や、これらと関連する雇用、価格、流通、貿易その他の国民経済上の諸問題についても、調査審議を行い、農林漁業の基本的施策の確立をはかることが現下の緊急の課題と考へるのであります。以上申し上げましたような見地から、この際総理府に、その付属機関として農林漁業基本問題調査会を設置し、広く各界の学識経験者の意見を聞き、農林漁業の基本的施策の確立に資することとしたのであります。

次に本法律案の概要を御説明申し上げます。農林漁業基本問題調査会の任務は、内閣総理大臣の諮問に応じ、農林漁業に関する基本問題を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項について内閣総理大臣に意見を述べることができるといたしております。調査会は、委員三十人以内で組織することとし、ほかに特別の事項を調査審議するため必要に応じ、臨時委員二十人以内を置くこととしたし、さらに専門調査員三十人以内及び幹事十五人以内の設置を考へております。また調査会は、農林省の所管事項と密接な関連がございますので、その庶務は農林省大臣官房で行うこととしたしております。さらに調査会の調査審議は、おおむね二年を目途にその結論を得たい考えのもとに、この法律の有効期限を昭和三十六年三月三十一日限りとしたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○内海委員長 次に運輸省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。中馬運輸政務次官。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案
運輸省設置法等の一部を改正する法律
(運輸省設置法の一部改正)
第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三款 陸運局(第五十五条)」を「第三款 陸運局(第五十一条)第五十五条 航空保安事務所(第五十五条の二)」に改める。
第二十四条中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 船舶による危険物の運送及び貯蔵に関すること。
第二十九条中「航空保安事務所」を削る。
第三十七条の二及び第三十七条の三を削り、第三十七条の四を第三十七條の二とする。
第三十九条中「陸運局」を「航空保安事務所」に改める。
第四十条第一項第四号の七の次に次の一号を加える。
四の八 船舶による危険物の運送及び貯蔵に関すること。
第四十条第一項第九号の次に次の一号を加える。
九の二 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関すること。
第五十一条第一項第十六号の二の次に次の一号を加える。
十六の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関すること。

第二章第四節に次の一款を加える。
第四款 航空保安事務所
所
(航空保安事務所)
第五十五条の二 航空保安事務所は、本省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。
一 飛行場及び航空保安施設に関すること。
二 航空交通管制圏における航空交通管制に関すること。
三 前二号に掲げるもののほか、航空の安全に関すること。
四 航空運送事業その他の航空に関する事業に関すること。

2 航空保安事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、運輸省令で定める。
3 運輸大臣は、航空保安事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、航空標識所その他の地方機関を設置することができ、その名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。
第二条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。
目次中「第四款 航空保安事務所(第五十五条の二)」を「第四款 航空保安事務所(第五十五条の二)航空交通管制本部(第五十五条の三)」に改める。
第三十九条中「航空保安事務所」を「航空交通管制本部」に改める。
第五十五条の二第二項第三号を次のように改める。
三 前二号に掲げるもののほか、航空の安全に関すること(航空交通管制本部の所掌に属するものを除く)。
第五十五条の二に次の一項を加える。
4 運輸大臣は、必要がある場合は、航空保安事務所の所掌事務の一部を航空交通管制本部に分掌させることができる。
第二章第四節に次の一款を加える。
第五款 航空交通管制本部
本部
(航空交通管制本部)
第五十五条の三 航空交通管制本部は、本省の所掌事務のうち、

航空交通管制区における航空交通管制及び飛行計画の承認に関する事務を分掌する。
2 航空交通管制本部は、埼玉県入間郡武蔵町に置く。
3 航空交通管制本部の内部組織は、運輸省令で定める。
4 運輸大臣は、必要がある場合は、航空交通管制本部の所掌事務の一部を航空保安事務所に分掌させることができる。
(航空法の一部改正)
第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三百七条」を「第三百七条の二」に改める。
第九章中第三百七条の次に次の一条を加える。
(職権の委任)
第三百七条の二 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、航空保安事務所長に行わせることができる。
第四条 航空法の一部を次のように改正する。
第三百七条の二中「航空保安事務所長」の下に又は航空交通管制制本部長を加える。
附則
1 この法律中第一条、第三条及び附則第二項の規定は昭和三十四年四月一日から、第二条及び第四条の規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
2 従前の航空保安事務所及び航空標識所の機関並びにこれらの職員

は、改正後の運輸省設置法第三十九条の航空保安事務所の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

理由

航空保安に関する行政機構を整備するため、運輸本省の附属機関である航空保安事務所を地方支分部局とし、新たに航空交通管制本部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中馬政府委員 ただいま議題となりました運輸省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

この法律案は、航空保安行政組織の整備に関する運輸省設置法の一部改正と、これに伴う航空法の一部改正とが骨子となっております。

今回の改正の要点は、まず第一には、本省の付属機関である航空保安事務所及び航空標識所を本省の地方支分部局に改め、航空局の所掌事務の一部をこれに分掌させることとしたこととあります。従来航空保安事務所は、もっぱら飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する事務を所掌してきたものでありますが、最近とみに発展する民間航空の実情にかんがみ、航空機の運航の監督その他の行政事務を、迅速かつ合理的に処理するため、これらの事務を航空保安事務所に所掌させる必要が生じて参つたのであります。右の航空機の運航の監督等の事務は、航空局の所掌に属しております関係上、これらの事務を航空保安事務所に分掌させるためには、国家行政組織法の規定

に照らし、その性格を地方支分部局とする必要があるものであります。また航空標識所につきましては、従来航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に関する業務を行なつておりましたが、航空保安事務所を地方支分部局とするこの機会に、その出先機関とすることが業務の運営上最も適當であると考へるのであります。

次に改正の第二点は、航空路における航空交通管制を行う地方支分部局として、航空交通管制本部を設置することとあります。従来わが国の航空交通管制業務は、日米行政協定に基づく航空交通管制に関する取極により在日米空軍がこれを担当してきたのであります。政府は、かねてより航空交通管制の日本側への移管の態勢の整備を進めて参つたのでありますが、飛行場ごとに行われておりました航空交通管制の日本側への移管は、今日までに、在日米空軍の使用している飛行場を除き、ほぼこれを完了いたしましたのであります。これに就きまして、現在、在日米空軍が埼玉県入間川において行なつてゐる航空路の管制業務をすべて日本側へ移管する段階となつて参りまして、このたび在日米空軍とは意見の一致を見ましたので、本年七月を目途として航空交通管制本部を設置することとしたのであります。

改正の第三点は、航空法に基づく運輸大臣の権限の一部を航空保安事務所長または航空交通管制本部長に行わせることとしたこととあります。すなわち航空法上運輸大臣の権限に属しております事務のうち、航空機に対する航空交通の指示、落下傘降下の許可、飛行場以外の場所における離着陸の許可等

に関する事務を、航空保安事務所長または航空交通管制本部長に委任することができるよういたしましたのであります。右のほか、輸出検査法その他運輸関係法律の制定等に伴い、所掌事務に関する規定を整備することとしたのであります。なお、航空保安事務所等を地方支分部局とする改正規定は本年四月一日から、また航空交通管制本部の設置は本年七月一日を目途として、それぞれ実施することを予定いたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○内海委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました各法律案についての質疑は、次会に譲りたいと思ひます。

○内海委員長 次從小委員会設置の件についてお諮りいたします。今会期中当委員会には各省設置法改正案が多数付託される予定でございますが、先日理事会を開いて協議した結果、これら設置法関係法案は小委員会を設けて詳細に審議を尽くすべきであるとの意向でありましたので、この際小委員十人以上なる各省設置法改正案等に関する審査小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

引き続き小委員及び小委員長長の選任を行いたいと存じますが、その方法は委員長より指名することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○内海委員長 御異議なしと認めます。それでは委員長におきましては小委員に

岡崎 英城君 平井 義一君
前田 正男君 今松 治郎君
高橋 等君 富田 健治君
飛島田一雄君 受田 新吉君
木原津與志君 石橋 政嗣君
以上の十名を指名いたします。

また小委員長には岡崎英城君を指名いたします。

なおこの際あわせてお諮りいたします。委員の異動等に伴ひまして、小委員及び小委員長に欠員を生じたる際の補充選任につきましては、委員長より適宜指名いたすことに御一任願つておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

次会は公報をもつてお知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

内閣委員会議録第二号中正誤

ベシ段行 誤 正
一四六 掲げる 掲げる

一五三 学科技術に 学科技術に

内閣委員会議録第三号中正誤

ベシ段行 誤 正
二二九 福岡調達局 福岡調達局
二二三 長あては 長あてに
二四七 転嫁 転嫁
二四七 ただいまに ただいま
二四三 ば「こうい ば、こうい
二五三 いれに これに

昭和三十四年二月六日印刷

昭和三十四年二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局